

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和5年6月6日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	水梨伸晃
8番	塚原正彦
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	伊藤裕一
16番	柳井哲也
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	神 戸 千 夏
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和5年第2回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1、「牛久シャトー株式会社」の事業運営に係わる行政指導について	赤字経営からの脱却に向けて、同社の飲食事業及び物販事業の運営を他の民間企業等に委託する様、行政指導をすべきと考えるが？	市長 関係部長
	2、「公共交通」について	①定例会の答弁を踏まえ、送迎を含む東部地域住民の買い物支援のあり方について、どの様な検討をしたのか？或いはどの様に考えているのか？ ②稼働台数等、うしタクのサービス体制の見直しについて、定例会の答弁を踏まえ、改善を求める声が大きくなれば、考慮するのか？	市長 関係部長
	3、「廃棄される太陽光パネルの一時ストック制度の創設」について	太陽光発電施設の個人事業者から排出されるパネルについて、之を本市が一時的にストックした後、産廃業者に売却しては如何か？	市長 関係部長
	4、「おくの義務教育学校」について	①通学区域外からの児童生徒数について、一定の枠の設置を検討すべきと考えるが？ ②部活動の存続の為に、他の中学校の野球部との統合化を検討すべきと考えるが？	市長 教育 関係部長
2. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 日本一住み易い安全安心のまち牛久について	1.	市長 関係部長
	(1) 市の所見について	(1) 牛久の魅力と長所について市の考えを示して下さい。	
	(2) 一厚西地区の宅地開発について	(2) 一厚西地区の良質な宅地開発の予定についてお示し下さい。	
(3) (仮称) ひたち野生涯学習センタ	(3) ひたち野地区住民対象の生涯学習センターや多		

	<p>一の予定について</p> <p>2. 牛久市の防災対策について</p> <p>(1) 市はどのレベルの災害を想定しているか</p> <p>(2) 二次避難所に収容しきれない被災者について</p> <p>(3) 広大な避難広場の確保について</p> <p>(4) 家族の一員としてのペットについて</p>	<p>目的広場の計画について</p> <p>2.</p> <p>(1) 自然災害の少ない牛久市ですが市の想定をお示し下さい。</p> <p>(2) 避難所がいっぱいになった場合の対応について</p> <p>(3) 避難広場の確保について市の考えをお示し下さい。</p> <p>(4) 急激に増加しているペットへの対応と施設について</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>3. 伊藤 裕一 (一問一答方式)</p>	<p>1. ごみ袋形状について</p> <p>2. 市道23号線コンビニエンスストア付近歩道のひび割れについて</p> <p>3. 教育格差の解消について</p>	<p>①牛久市廃棄物減量等推進審議会答申後の動向</p> <p>②ごみ袋料金変更とともに形状を変更するという考え</p> <p>③試作品の製作</p> <p>①原因と現状</p> <p>②今後の対応</p> <p>①塾・習い事補助の導入</p> <p>②給食費無償化</p> <p>③カップ塾の充実</p> <p>④オンライン動画学習サービス</p>	<p>市長 副市長 関係部長 教育長</p>
<p>4. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>「復活と新たな挑戦」との公約にみる市長2期目の総括</p> <p>1. 2つの復活</p>	<p>(1) 牛久シャトーににぎわいを取り戻し、新たな時代にふさわしい姿で復活する取り組みについて伺う。</p> <p>(2) エスカード牛久ビルへの誘致活動と4階を前提とした公共的利活用で、新たな付加価値をつけ復</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長 関係次長</p>

	2. 新たな8つの挑戦	<p>活する取り組みについて伺う。</p> <p>(1) ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化について伺う。</p> <p>(2) 子育て環境のさらなる充実について伺う。</p> <p>(3) 観光資源を活用した地域活性化について伺う。</p> <p>(4) 公共交通利用困難地域の解消について伺う。</p> <p>(5) 安心安全のさらなる充実について伺う。</p> <p>(6) 生活道路の計画的な改修について伺う。</p> <p>(7) 奥野における義務教育学校化について伺う。</p> <p>(8) 高齢者の元気で安心な暮らしについて伺う。</p>	
5. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. 空家空地等対策について	<p>(1) 本市の空家数と地域的傾向</p> <p>(2) 条例の管理不全空家の具体的状態と、管理不全空家数及び地域的傾向</p> <p>(3) 管理不全空家に対する対応</p> <p>(4) 条例の行政措置に対応しないという具体的事例</p> <p>(5) 管理不全空家にしないための個別声かけの実施</p> <p>(6) 条例の危険状態の具体的状態と、危険状態にある空地数</p> <p>(7) 条例の助言又は指導、勧告、措置命令に従わないという具体的事例</p> <p>(8) 条例の公表該当数、代執行該当数、公表や代執行に至るまでの時間</p> <p>(9) 危険状態空地にしないための個別声かけの実施</p> <p>(10) 「ゴミ屋敷」に対する認識と本市の「ゴミ屋敷」数</p> <p>(11) 「ゴミ屋敷」に対する対応</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

	<p>2. 行政窓口のデジタル化について</p> <p>3. 奨学金返還支援制度の導入について</p>	<p>(12)「ゴミ屋敷」条例の設置</p> <p>(1)「書かない窓口」の導入</p> <p>(2)「行かない窓口」に対する認識と取り組み</p> <p>(1) 県内で奨学金支援制度に取り組んでいる自治体</p> <p>(2) 奨学金返還支援制度の導入</p>	
6. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>1. 栄町運動広場へのトイレ整備について</p> <p>2. 要保護児童（虐待）の現況について</p>	<p>1</p> <p>①野球やグラウンドゴルフによる栄町運動広場の利用者数（延べ人数）</p> <p>②現在までに整備の要望の有無。</p> <p>2</p> <p>①牛久市における要保護児童数（虐待）のここ5年間の推移。</p> <p>②要保護児童（虐待）の家庭環境に対する調査とその支援に対する牛久市の方針</p> <p>③虐待として要保護児童の指定に至った理由。又指定の理由の件数の多いのは。</p> <p>④市民に対し、虐待の定義と一時保護のシステムについて周知されない理由については何故なのか。</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
7. 伊藤 知子 (一問一答方式)	<p>1. 牛久市議会議員選挙について</p> <p>2. 家庭ごみの取り扱いについて</p> <p>3. 帯状疱疹予防ワクチン助成について</p>	<p>・投票時間について伺う</p> <p>・若い世代の選挙への取り組みについて伺う</p> <p>・郵便投票について伺う</p> <p>・市指定ゴミ袋の改善について</p> <p>・ふれあい訪問収集について伺う</p> <p>・他の自治体において公費一部助成が導入されているが本市においての導入</p>	<p>市長 教育 関係部長</p>

		について伺う	
8. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. マンションの適正管理について</p> <p>2. HPVワクチンの男性への助成について</p> <p>3. アピアランスケア事業</p> <p>4. 不登校支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理適正化推進計画の作成の考え ・マンション管理計画認定制度について ・男性もHPVワクチンを接種することでどのような期待ができるか ・市として独自助成制度の考え ・本市の取組み ・医療用ウィッグ等購入費一部助成について ・相談体制と情報提供 ・保護者の会の設置の考え ・学校内での環境整備 ・オンライン指導ができる指導体制 ・多様な学び場での学習成果 ・民間施設等での出席取り扱いの基準 	市長 教育長 関係部長
9. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	<p>1. キャッシュレスカード（地域マネー）の導入を進めていくとの答弁後のその後について。</p> <p>2. 公共施設の維持管理について</p> <p>3. 動物愛護について</p>	<p>1. 地域キャッシュレスカード導入への本市の進捗状況の確認について。</p> <p>1. 市内運動施設の管理について・現況の確認</p> <p>2. 今後の方針</p> <p>1. 現況の把握の質問</p> <p>2. 犬と猫の環境の確認</p> <p>3. 殺処分の対応や預りについての本市の考え方の確認</p> <p>4. 団体などの設立や業務委嘱の考えがあるかどうかの質問</p> <p>5. ドッグランの設置の市民要望についての考え方（手法や飲食スペースなど）</p>	市長 教育長 関係部長

<p>10. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p>	<p>1、市内公共運動施設について</p> <p>2、選挙の投票率向上と移動式投票所について</p> <p>3、地域おこし協力隊について</p>	<p>(1)市内公共運動施設、例えばテニス場、弓道場等の使用料の他自治体との比較とその評価</p> <p>(2)文化施設・会議室等と運動施設の使用料設定や減免措置の比較</p> <p>(3)公共運動施設の維持費用と使用料収入の比較</p> <p>(4)市内公共運動施設の使用料の適正化に関する認識</p> <p>(1)この間の牛久市議選の投票率の推移</p> <p>(2)牛久地区・岡田地区・奥野地区の投票率の推移</p> <p>(3)同選挙における期日前投票率の推移</p> <p>(4)移動式投票所の役割</p> <p>(5)低投票率と投票機会の平等性確保に関する見解</p> <p>(1)3年前に市議会が採択した請願と決議への対応</p> <p>(2)総務省は2026年度までに隊員数を1万人とする目標を掲げ、地域おこし協力隊強化策を打ち出すたとえば特別交付税措置等も大幅強化</p> <p>①募集等に要する経費300万円</p> <p>②お試し協力隊経費100万円</p> <p>③インターン経費100万円</p> <p>④隊員活動経費480万円</p> <p>⑤隊員へのサポート経費100万円</p> <p>⑥隊員の企業・事業継承費100万円</p> <p>⑦定住のための空き家改修費 措置率0.5 奥野地区等の発展のために活用すべきではないか</p> <p>(3)改めて要望が出た場合の対応</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>11. 大森 和夫 (一問一答方式)</p>	<p>1 SDGs推進管理チェック機能をどう</p>	<p>推進状況の確認とPRをどう考えているのか？</p>	<p>市長 副市長</p>

	<p>するのか？</p> <p>2 学校給食費の無償化について</p> <p>3 18歳未満の医療費無償化について</p> <p>4 補聴器補助について</p> <p>5 公園のトイレ設置について</p> <p>6 歩道の段差解消・通学路の安全確保について</p>	<p>太陽光発電・蓄電池・修理の補助 雨水タンク助成事業の必要性</p> <p>牛久市で実施の予算規模 実施予定 県内実施自治体の把握</p> <p>牛久市で実施の予算規模 実施予定 県内実施自治体の把握</p> <p>市議会の意見書採択・予算・購入修理メンテナンス 実施予定 県内実施自治体の把握</p> <p>設置基準はあるのか、設置していない公園の数</p> <p>歩行自転車バリアフリー 猪子踏切道路：通学路の安全確保パイロン設置、 スピード抑制装置が必要ではないか</p>	<p>関係部長</p>
<p>12. 池辺 己実夫 (一問一答方式)</p>	<p>1. 文化とスポーツの振興によるまちづくりについて</p>	<p>(1) 文化芸術振興によるまちづくりの現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うしく現代美術展の状況は ・文化協会の活動状況は ・中央生涯学習センター文化ホールでのイベントの開催状況は ・今後の文化芸術振興における課題は <p>(2) スポーツ振興によるまちづくりの現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久シティマラソン大会の状況は ・スポーツ協会やスポーツ少年団の活動状況は ・市内で開催されるスポーツイベントの開催と市民の参加の状況は ・今後のスポーツ振興における課題は <p>(3) 今後の更なる文化・</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

		<p>スポーツの振興に向けた取組方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村との連携による広域的な取組はどうか ・業務委託を超えた民間活力の活用はどうか ・具体的な取り組みとして全庁的（横断的）な取り組み体制を構築し検討してはどうか 	
13. 高嶋 基樹 (一問一答方式)	<p>1 農政について</p> <p>2 委託団体（第3セクター）等について</p> <p>3 デジタル田園都市国家構想について</p> <p>4 はたらき世代が牛久で活躍できる環境づくりについて</p> <p>5 HP表記について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の若手就農者数 ・年度別の新規就農者数 ・耕作放棄地の規模 ・現状の課題、今後の対策について ・現在委託団体等の数と団体名について ・団体長の任期はそれぞれ何年か ・最低限の目標を設定し、サービス向上を図るべきと考えるが？ ・国の取組にデジタル田園都市構想が掲げられているが、牛久市としての計画はあるか？ ・行政サービス向上のためには積極的な活用と市民へのフォローが必要と考えるが？ ・人口減少抑制、流入または税収の視点から、働き世代が牛久市で起業をする仕組みづくりが必要であると考えますが、現在行政ではこうした意欲ある人材へのサポート体制はあるか？ ・関心度の高いかっぱ号とウシタクはセットで更新することが必要と考えるが？（特にモバイル版を意識） 	<p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p>
14. 水梨 伸晃	1 予想される教員	将来予想される教員不足へ	市 長

<p>(一問一答方式)</p>	<p>不足への対応について</p> <p>2 牛久市の教員離職者数、近隣自治体、茨城県の平均値との比較</p> <p>3 教員がゆとりをもつための働き方の制度設計について</p> <p>4 牛久市在住で私立学校に通学している児童生徒に対する地域理解教育、地域社会への参画を促す教育のアプローチの必要性について</p>	<p>本市の対応について伺う</p> <p>牛久市の教員離職者数、近隣自治体、茨城県の平均値との比較について伺う</p> <p>教員の負担軽減のため、研修等のあり方を見直すべきと考えるが、見解を伺う</p> <p>1 牛久市における私立小学校に進学している児童数と全体の児童数に占める割合</p> <p>2 牛久市在住で、私立、茨城県立中等教育学校に進学している中学生の生徒数とその割合</p> <p>3 私立学校等に通学する児童生徒も牛久市の地域活動の担い手になる人材であり、社会教育、生涯学習の観点から、上記の児童生徒に対する学びのアプローチが必要と考えるが、ご所見を伺う</p>	<p>教 育 長 関 係 部 長</p>
<p>15. 塚原 正彦 (一問一答方式)</p>	<p>1 人口減少社会を想定した牛久市の未来ビジョンと戦略的対応について</p> <p>2 民間と連携した未来志向の空き家対策の戦略的な対応について</p>	<p>①牛久市は、流山市のような独自の人口を増大させるための目標、計画、アクションプログラムを検討しているかについて伺う。</p> <p>②子育て世代を対象にした家庭教育、リカレント教育、学び直しの制度設計を開発することを検討しているかについて伺う。</p> <p>空き家をリノベーションすることで付加価値化に成果をあげている市内の民間事業者と文化事業者が連携し、牛久市への移住定住を促したり、ワーケーションの場を創出するなど、新しい富をうみだす「空き家の</p>	<p>市 教 育 長 関 係 部 長</p>

	<p>3 日本遺産を糸口に、牛久市の文化資源を物語化し、文化で富を創出する民間主導の新たな仕組みづくりを</p>	<p>ビジネスモデルを形成する研究会」をたちあげるなどを検討すべきと考えるがご所見を伺う。</p> <p>物語マーケティングの手法や地域文化資源を活用し新しい富をつくる文化起業家を結集するビジネススキームを参考に、官民が連携して、文化で富をつくる体制を構築することを検討すべきと考えるがご所見を伺う。</p>	
<p>16. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第9期改定について</p> <p>2. 障害のある子どもの可能性を伸ばすための療育・生活支援の強化について</p>	<p>1.</p> <p>(1) 第9期計画の策定に向けた取り組みについて</p> <p>① 策定にあたってのスケジュール</p> <p>② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の進め方</p> <p>③ 介護保険運営協議会等の開催</p> <p>④ 第8期計画の評価(成果と課題)</p> <p>(2) 社会みんなで支え合う基盤づくりについて</p> <p>① 地域包括ケアシステムの拡充</p> <p>② 在宅医療と介護の連携強化</p> <p>③ 地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>④ 社会福祉法人の指導・監督の強化</p> <p>(3) 誰もが安心して暮らせる基盤づくりについて</p> <p>① 災害対策の充実</p> <p>2.</p> <p>(1) 障害のある子どもの支援提供体制について</p> <p>① 通所支援事業及び児童クラブでの支援の現状と課題</p> <p>・ 児童発達支援・居宅</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		<p>訪問型児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス ・児童クラブでの障がい児支援 <p>②児童発達支援センター設置への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達支援センターのぞみ園の現況 ・今後の方針 <p>③重症心身障がい児や医療的ケア児の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児を支援する事業所の確保 ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置 	
17. 加藤 政之 (一問一答方式)	<p>1. 投票率アップについて</p> <p>2. 税収確保のための労働人口の確保について</p> <p>3. 自助・共助・公助について</p>	<p>2回連続で投票率が下がっているがこれまでの投票率向上の施策と今回の結果を踏まえた今後の施策について伺う</p> <p>繰り上げ投票をおこなわないことの効果について</p> <p>特に若者世代についての施策について</p> <p>牛久市での主権者教育について</p> <p>当市の労働人口の推移の現状と課題について</p> <p>人口獲得のための子育て支援施策について</p> <p>あらためて自助・共助・公助の役割分担について</p> <p>環境整備の現状と課題について</p> <p>地域の要望を吸い上げる方策について</p>	市長 関係部長
18. 出澤 大	1. 牛久市役所の職	1 市民に対して様々な行	市長

(一問一答方式)	員数について	<p>政サービスを行わなくてはならない市役所の職員数が、現状足りていないとの認識です。令和3年4月の牛久市の人口は84,696人、職員数は348人とのことですが、数字としてはこのように捉えて問題ありませんでしょうか。</p> <p>2 過去5年間で定年退職などにより退職した職員数、採用した職員数のそれぞれと、5年間の職員数の推移を教えてください。</p> <p>3 その結果としての、現在の牛久市の職員数は十分に足りているとお考えでしょうか。 または職員数を増やすべきとお考えでしょうか。 その場合どの程度まで増やすべきとお考えで、その内会計年度任用職員の割合はどの程度とお考えでしょうか。 なぜ正規職員ではなく会計年度任用職員を採用するのか、その主な理由を教えてください。</p>	関係部長
19. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 太陽光発電施設のガイドラインについて</p> <p>2. 高齢者、障がい者支援の拡充につ</p>	<p>1) 市内における準備中も含めた太陽光発電施設の設置状況</p> <p>2) 太陽光発電が自然環境、景観、防災、市民生活に及ぼす影響</p> <p>3) 市は県のガイドラインを遵守しているが市のガイドライン設置の考え</p> <p>1) 在宅の高齢者、障がい者で常時おむつが必要</p>	市長 教育長 関係部長

	いて	<p>な方対象におむつ代の給付事業があるが、現在の状況と補助の拡充について</p> <p>2) 1人暮らしの高齢者が増えているが、地域での見守り活動の状況と今後の計画</p> <p>3) 障がい者の地域活動支援の拡充</p>		
20. 小松崎 伸 (一問一答方式)	<p>根本市長 2 期目の総括</p> <p>1. 危機管理体制</p> <p>2. 市民への対応</p> <p>3. 市役所内の現状</p> <p>4. 市長としてのリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの初期対応 準備、認識、今後等 ・牛久市の活力低下 ・市民とのふれあい、対応 ・職員との信頼関係 ・庁内の活性化 ・スピード、実行力、決断力、ネットワーク、思いやりをどのように考え、向上させてきたか 	市	長
			市	長
			市	長
			市	長

令和5年第2回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和5年6月6日（火）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時04分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は20人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、22番石原幸雄議員。

〔22番石原幸雄議員登壇〕

○22番 石原幸雄 議員 皆様、改めましておはようございます。自民党うしく21に所属しております石原幸雄であります。

質問に入る前に一言申し上げます。

ただいま市民部長より台風の被害状況の御説明がございましたが、東部地域においては、ビニールハウスの倒壊もございました。そういうわけで農産物に対する被害も発生しておりますので、その点を踏まえて、しっかりと執行部におかれましては対応されますよう、改めてお願いを申し上げまして、これより、通告に従いまして4点にわたる一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、「牛久シャトー株式会社の事業運営に関わる行政指導」について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、牛久シャトー株式会社は、令和2年1月に本市のほぼ100%の出資により設立された、いわゆる第三セクターであり、シャトーの建物の管理に加えて、飲食事業及び物販事業を手がけていることは論をまたないところであります。しかしながら、この会社の経営状態は赤字が続いており、契約上、本市が同社から受け取ることになっている建物の賃貸料が猶予され続けていると認識をいたしております。

では、同社の赤字の原因は何であるのか。幾つかが挙げられますが、飲食事業のうち、特に夕方以降の時間帯に提供されるディナーの売上げが不振であり、このことが経営の足かせになっていると聞き及んでおります。それゆえ、このままの経営状態が続けば、同社の赤字補填のために、さらなる税金の投入を余儀なくされる事態が発生することも考えられますが、市議会の決議や市

民感情等を踏まえれば、税金のさらなる補填は容易ではないと考えます。

ところで、第三セクターといえども牛久シャトー株式会社は民間企業である以上、赤字経営からの脱却については、税金に依存するのではなく、事業の収益向上による黒字化を目指すことは当然であり、そのためには、飲食及び物販の両事業について、確固たる経営ノウハウを有する他の民間企業等に運営を委託することが極めて肝要であると判断をいたします。

そこで質問をいたします。牛久シャトー株式会社の飲食事業及び物販事業の運営については、この際、他の民間企業等へ委託することを検討するよう、本市が同社に対して強力に行政指導を行うべきであると考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 現在の牛久シャトーは、オエノンホールディングス株式会社と牛久市、牛久市と牛久シャトー株式会社との間で、それぞれ別の賃貸借契約を締結しております。それぞれの契約には賃料が発生していることから、牛久シャトー株式会社は経営上、賃料も含めた経費に対し、収益を上げ、黒字化していくことが経営の基本原則になるものと考えております。

したがいまして、牛久シャトー株式会社における運営の基本的な考え方としまして、それぞれの営業施設において最大の利益を生み出す経営方式が選択されており、特に、最も収益を上げる見込みのあるレストラン、ショップ、バーベキューガーデンについては、自社において経営することによる利益率、転貸した場合に得られる賃料収入、他の事業者の一部委託をしながら経営した場合の利益率等を検討した上で、自社で経営することが、牛久シャトー株式会社としても最も利益の上がる方法であると判断がされたものとなります。

こうした基本的な考え方に基きまして事業運営を行っておりますが、昨今、バーベキューのニーズが変わってきていることなどから、バーベキューガーデンについては、必ずしも自社での直接営業に固執するのではなく、自社の状況、他の民間飲食事業者の状況を踏まえながら、自社による運営方法の見直しや、条件によっては別の事業者への転貸という選択肢も念頭に置いた運営を既に行っているところです。

また、これまでの課題の一つとして挙げてきましたレストランにおけるディナータイム時の売上げにつきましては、プロの音楽家等を招いたライブレストランの企画等を進めており、先月20日にはジャズライブを聞きながら特別なフレンチコースを堪能できる「牛久・ワインとジャズの夕べ」が開催され、大変盛況でありました。

こうした取組を積極的に行うことで、きっかけは音楽であったにしても、牛久シャトーに来場される方を増やすことにつながり、また、イベントが成功することで次のイベントの開催につながり、これらを繰り返すことで、牛久シャトーへの集客や牛久シャトーレストランへの集客につながるものと考えております。

現時点において、これらの牛久シャトーの考えに対しては、市としても評価しており、牛久シャトーへの来場者の増加と、レストラン・ショップの利益拡大に向けて、でき得る限り協力をし、てまいりたいと考えております。

さらに、当初より転貸を前提として進めてまいりました旧パン工房につきましては、令和4年12月に福祉関連の民間事業者との契約締結を果たし、現在、障害者の技能訓練等を行う就労継続支援B型事業所が開設されるなど、動きも出始めているところとなります。

市としましては、牛久シャトーの経営安定化に向け、今後も様々な事例を研究するとともに、積極的に民間事業者等との意見交換を行いながら、牛久シャトー株式会社に対し、その状況に応じて、効果的な助言、支援、指導を行うことができるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今部長の答弁を踏まえますと、市としては、牛久シャトー株式会社について、今後の状況を見極めながら、いわゆる飲食事業、物販事業については他者への委託も含めた行政指導もする用意があるというか、そういう考えも選択肢としてあり得るというふうに判断をしてよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 議員おっしゃるとおり、今後の状況を見ながら判断することとなりますが、状況によっては、そういった選択肢もないということはないとお答えさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、その判断時期はいつ頃になりますか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 現段階でいつということはお答えできませんが、経営状況や市内の状況などを見ながら判断してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 この問題は極めて大事な問題でありますので、今の答弁をしっかりと踏まえて対応していただきますよう改めてお願いを申し上げまして、次の質問に移ってまいります。

次に、第2点目といたしまして、「公共交通」について2項目の質問をいたします。

まず初めは、買物支援の在り方についてであります。

申し上げるまでもなく、東部地域においては、住民の高齢化が顕著であり、運転免許証の返上者も年々増加の一途をたどり続けていることから、外出のための手段、とりわけ日常生活に不可欠な買物のための移動の足の確保が喫緊の課題となっていることは、論をまたないところであります。

本件については、私がさきの3月定例議会における一般質問で、東部地域の高齢者の移動の足の拡充の一環として、買物のための社会福祉協議会などによる乗り合い形式での送迎サービスの実施という趣旨で取り上げた経緯がありますが、その際の執行部の答弁は、昨年、社協が東部地域住民を対象とする暮らしに関わるアンケート調査を実施したが、その中には日常生活に不可欠な買物支援を求める旨の回答があったと認識している。ゆえに、この結果を踏まえ、高齢者だけ

ではなく、地域住民全体の送迎を含む買物支援の在り方を検討していくとの趣旨であったことは記憶に新しいところであります。

一方、さきに実施された市議会議員選挙において、多くの地域住民から、ぜひとも買物等のための送迎サービスを実施してもらいたいとの声が私に寄せられましたが、この声は、地域住民の切実なる願いであると判断をいたします。

そこで、この現実を踏まえて、改めて質問をいたします。送迎を含む東部地域住民の買物支援の在り方については、具体的にどのような検討をされたのか、あるいは、今後どのように検討をされるのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 東部地域住民の買物支援の在り方につきましては、令和5年第1回定例会において、おくの地区社会福祉協議会でのアンケート結果も含め、高齢者のみならず買物に困っている方々の支援の在り方について検討していく旨の答弁を申し上げたところでございます。

アンケートは、昨年末に、東部地区にお住まいの方のうち、75歳以上の独り暮らしの方や心配だと思われる世帯など126名に対して行われております。その結果、「困っていることはありますか」という設問について、「困っている」と答えた方が30名で23.8%、「困っていない」と答えた方が80名で63.5%でした。困っていることの内容としては、自由記載のため多岐にわたっておりますが、「買物」「健康面の不安」「交通が不便」がそれぞれ4名ずつであるほか、「通院」や「家の中の掃除」などを挙げる方がいらっしゃいました。アンケート結果全体では、買物支援に対する御意見が少ないものとはなりましたが、現状、買物に困っている方がいらっしゃることも認識しております。

市といたしましては、今後も継続して地域の方々の個別の相談案件を丁寧に聞き取り、困っている状況や個別の対応を積み上げながら新たな体制整備の時期を見極め、法令による制限、移送先店舗の公平性の確保、担い手の問題などを含め、地域福祉計画などを見直していく中で、地域と共に検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 次長、検討していただくことは非常に結構なことなのですが、私が聞きたいのは、具体的にどのように検討をされるのかということでございます。再度お尋ねいたします。どうなのでしょう。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 今も地域福祉計画ということで申し上げましたとおり、計画策定の際には地域含め皆様のお声を聴く機会というのが当然でございます。今その福祉計画のタイミングであれば、令和5年度ないし6年度であろうと思われませんが、その計画策定の際のアンケート調査等の中でお聞きしてまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、そのアンケート調査の項目の中には、移送サー

ビス、要するに買物のための移送手段というものも含まれるというふうに理解してよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 個別のアンケート、設問、具体的な文言については当然今想定ございませんけれども、そういったことについての御意見ですとかお考えをお聞きできるような設問としたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、今の答弁を踏まえたと、牛久市としては、東部地域住民の買物のための移動の足の確保については、移送手段を前向きに考えているというふうに理解してよろしいですか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 先ほども申し上げたところで繰り返しで恐縮なのですが、現状既に買物に困っている方がいらっしゃるということはもちろん認識しておりますので、先ほど申し上げたようなお声を聞く中で、法令による制限ですとか移送先店舗の公平性の確保等、問題等も含めて、できるだけ検討していきたいというふうに思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 これも極めて大事な問題でございますので、この問題についても、市としてはしっかりと対応していただけるよう期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

続きまして、デマンドタクシーうしタクのサービス体制についての質問をいたします。

御承知のように、本市においては令和2年10月1日よりデマンドタクシーうしタクの送迎サービスが開始されましたが、利用者が年々増加し、直近のデータではおよそ3,400名を超える市民が利用登録をしていると聞き及んでおります。一方、うしタクについては、稼働台数が僅か3台であることから、予約をしても数日や、場合によっては1週間近くも待たされること、他の自治体のデマンドタクシーとの比較で片道1名当たりの利用料金が700円と割高であること、さらには、市外への送迎先の問題として、阿見町の東京医科大学霞ヶ浦医療センターへの送迎が不可能であることなどが指摘されており、これらが解決すべき市政上の課題の一つであることは論をまたないところであります。

ところで、私は令和3年12月定例議会などにおいて、うしタクに関わるこれらの問題を一般質問で取り上げ、執行部に改善を求めた経緯がありますが、その際、執行部より、現状のサービス体制の見直しを求める声が大きくなれば検討する旨の回答がなされたと認識をいたしております。

そこで、この際、改めて質問をいたします。稼働台数の見直しなどうしタクのサービス体制の改善を求める声が高まれば、本市としては、うしタクのサービス体制の見直しを考慮するのか。簡潔にして明瞭な答弁を求めるものであります。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 うしタクのサービス体制の見直しにつきましては、予約状況や運行状況、その他の公共交通の状況などを確認し、見直しすべき課題についての検討を随時行っております。

令和3年第4回定例会の一般質問でお答えしましたとおり、市民の皆様より、現状のサービス体制について、見直しを希望する御意見が大きくなった際には、現状の課題に加え、御意見をいただいた点につきましても市内の交通事業者や他自治体及び他のタクシー組合と協議を行いながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 議会選挙がありましたものですから、この問題を再度お尋ねしたわけでございますけれども、この問題も市民生活にとって非常に切実な問題でございますので、執行部におかれては、しっかりと市民の声を反映できるよう対応していただけますよう期待をいたしまして、この問題についてはこれで終わりといったしまして、次の質問に移ってまいります。

次に、第3点目といたしまして、「廃棄される太陽光パネルの一時ストック制度の創設」について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、太陽光発電は再生可能エネルギーの一つであり、本市においても個人事業者や企業が営む数多くの太陽光発電施設が見受けられることは論をまたないところであります。

一方、太陽光発電施設で用いられるパネルについては、減価償却との関係で国税庁がその法定耐用年数を17年と定めており、今後、大量の太陽光パネルが廃棄処分されるものと存じますが、太陽光パネルは、家庭ごみとしては処分が不可能な産業廃棄物に分類され、個人事業者が本市のクリーンセンターに持ち込んでも受け付けてもらえないことから、今後、その処分方法をいかに解決するのが課題の一つであると認識をいたしております。

ところで、資源の有効活用という言葉がありますが、この際、個人事業者から排出される太陽光パネルを税外収入源とすることを検討すべきと考えます。すなわち、今後、個人事業者から排出される太陽光パネルを本市が一時的にストックした後、これを産業廃棄物取扱事業者等に売却するという制度を創設し、課題の解決に努めるべきであると考えておりますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が全国的に急速に拡大しており、環境省の試算では、2030年代後半になれば年間50万トンから80万トンの太陽光パネルが排出されるという見込みでございます。

排出された太陽光パネルは産業廃棄物であり、事業者が事業終了後に環境省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、そして茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づきながら、事業者の責任において適正に処理されることとなります。

使用済み太陽光パネルは、雨水等の水漏れによって鉛等の有害物質が流出しやすいおそれや、

自然発電による感電の危険性、ガラスの破損によるけがなどのリスクがございますため、扱いは専門業者の適切な安全管理が必要となることや、クリーンセンターでは一般廃棄物処理のみであり、産業廃棄物の取扱いができないことから、一時的にストックして産業廃棄物業者に売却することは、現在のところ考えておりません。

現時点では、太陽光パネルのリユース先として、国内よりも海外へ多く輸出し利用されているというお話を聞いたところでございます。そのような状況を理解しながら、これからも対応に当たってまいります。

この太陽光パネルの扱いについて、私たちも県のほうに要望書を出します。その写しを皆さんに配ったと思いますけど、なかなか我々自治体では、まだ指導ができないという状況がございます。これは個人の財産法とかいろいろなことがありまして、私たちは太陽光パネル設置についてもいろいろなことを議論しましたが、やはりこれは県のほうも、違う自治体の施策を鑑みながら、連携しながらやっていくことが、この太陽光の設置、それから、使用後のパネル等の処理も、これから大きな課題となってくると私は認識しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今回の市長の答弁を踏まえたと、個人事業者から排出される太陽光パネルの市での一時ストック制度の創設については、現在は考えていないという答弁でありました。市長、将来はどうなんですか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 そのようなことで、私たちも先ほど言いましたように茨城県のほうに要望書を出しました。一つの要望書の大きなものは、私たち市の意見書を基に、そして、県が許認可するというシステムをつくれれば、私たちもいろいろな状況によっての意見書を県に出せます。それにおいて、それが認められなければ仮にも設置はできないということでございますし、まして、このリサイクルに関しても、このようなことで、もう少し県と私たち地方自治体が様々な面で、いろいろな状況の中で連携すれば、様々な課題を一つ一つ解決していくものと私は思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 市長、県にお願いしたり要望したりすることも分かるのですけれども、それはそれとして、私が聞きたいのは、牛久市として、もっと前向きにこの問題をしっかりと捉えるべきではないのかという観点から質問をしております。いかがですか。牛久市として考えていただけますか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 現在、この太陽光パネル、先ほど申しましたように、私たち地方自治体には限度がございます。その限度をどのようにクリアするかということが一つの課題でございます。まず、設置するとき意見書等を県に上げて、それを許可する、まずそういうものから始まりまして、そして、これからの廃棄されたものについても、これからどのようにするか。ですから、設

置するときはこのようなことの一文をつけて、廃棄する場合にはいろいろな附帯条件をつけながら、これからそういう状況に当たっていくことが、これはなかなか私たち、財産法とかいろいろ絡みございまして、池辺議員さんも質問されましたけど、1年間にわたり様々な観点から、先進自治体の例も含めながら私たちはやってきたところでございます。ですから、そういうことも含め、他自治体ばかりではなくて県、国、そして、そういうものの連携をしての対策、これがまず一番ではないかと私は考えております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 私が問題にしているのは廃棄されるものですから、個人の財産云々かんぬんというのはあまり関係がないのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。前向きに、自治体としてもっと積極的に取り組む姿勢を示すべきではないのかなと考えますが、再度お尋ねいたします。いかがでしょう、市長。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 先ほども申し上げましたけれど、この事業に関しては、自治体はいろいろな条例をつくるにしても何にしても権限がないということが大前提でございます。もうちょっと県と国とが各自自治体と、太陽光ばかりではございません。産業廃棄物の工場、それから、テレビによく出ていますけど騒音とかほこりとか、そういうことも、もうちょっと自治体の意向、状況、それが県がどうあるべきか、そして、国がどうあるべきかということ、そういうものから行動しなければ、今回の廃棄物だけという話は私はできないと思う。ただ、こういうものが出るということ想定しながらこれからの施策の対応に当たることが、私は肝要だと思います。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 牛久市の考え方というか姿勢というものがよく分かりました。

ただ、市長、この太陽光パネルの廃棄物としての問題は、避けて通れないこれからの問題でございますので、その点をよく踏まえて、再度執行部において、どうすることが最善であるのかということを考えていただけるよう期待をいたしまして、次の最後の質問に移ってまいります。

最後に、第4点目といたしまして、「おくの義務教育学校」について、2項目の質問をいたします。

初めは、通学区域外からの児童生徒数の枠の設定の是非についてであります。

御承知のように、旧奥野小学校と旧牛久二中とが統合され、令和2年4月1日付で、本市で初めての小中一貫校としておくの義務教育学校が誕生をいたしました。この学校は、統合化以前の平成28年度より、小規模特認校として通学区域外からの児童生徒の受入れを行ってまいりました。具体的には、平成28年度が12名、29年度が36名、30年度が50名、令和元年度が67名、令和2年度が82名、令和3年度が88名、そして、令和4年度が91名と、年度ごとに児童生徒数が増加してきたわけですが、令和2年度以降の通学区域外からの児童生徒数は、ほぼ横ばいでありまして、一方、おくの義務教育学校は、現在、北校舎と南校舎とに分かれて授業をしておりますが、今年度より校舎一体化整備工事が開始され、2年後の令和7年4月1日からは、全ての児童生徒が新校舎で事業を受けられるようになると聞き及んでおります。

ところで、小規模特認校であるおくの義務教育学校の通学区域外からの児童生徒の受入数については、一定の枠が設けられておりません。それゆえ、新たに整備される一体校舎の限りある教室の中で、今後とも奥野の自然環境を生かしたきめ細かな教育を続けていくためには、通学区域外からの児童生徒の受入数について一定の枠を設けることを検討すべきであると判断をいたしますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 おくの義務教育学校の児童生徒数は、平成元年度には小中合わせて820名の児童生徒数を有していましたが、その後減少を続け、平成28年度には、奥野小学校が187名、牛久第二中学校が88名で、合計でも275名となり、牛久第二中学校は、県南地区で最も生徒数の少ない中学校となりました。

このような中で、平成28年度より、おくのキャンパスの取組と、市内全域からの通学を認める小規模特認校制度の運用を開始し、令和5年5月1日現在で、306名の児童生徒数のうち、区域外からの児童生徒は98名となっております。

通学区域外からの児童生徒数の一定の枠の設置についてですが、近年は、全学年を対象に募集するのではなく、例えば、令和5年度入学児童生徒の募集では、1学年15名、中学1年生に当たる7学年を若干名として募集をいたしました。これは、一体型校舎の工事が始まることにより、教室数の確保が難しくなるため、一時的に募集人数を限定したものです。

基本的に、おくの義務教育学校では人間関係が固定化せず、クラス替えが可能な各学年2クラス、計18クラスを目指しております。

令和7年度に完成予定の一体型校舎では、現時点で、普通教室11教室の設置を計画しておりますが、一体型校舎完成後に12学級以上になった場合については、普通教室に転用可能な多目的教室の設置とともに、敷地内に増築可能なスペースを確保しております。そのため、流動的な児童生徒数の増加に伴う学級増に対して柔軟な対応が可能となっており、これまでのような募集人数の限定はせず、募集の枠を広げていく方向で検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうすると、次長、今の答弁を踏まえると、おくの義務教育学校の通学区域外からの児童生徒については、一定の枠は設けないという理解でよろしいのですね。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 先ほど申しましたように、目指すところは1学年につき2クラスですので、上限といいますと、区域内外問わずその人数となりますので、その区域内の人数を除いた2クラス分の人数が上限というふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 そうしますと改めてお尋ねをいたします。通学区域外からの上限の数を再度お示しく下さい。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 通学区域内の児童生徒数は、これからいろいろな流動的な数字になってくると思いますので、具体的な数字は示せませんが、例えば、1クラスであれば35人学級のクラスになってくるかと思いますが、例えばその区域内の児童生徒数が20人だったら、35人以下で1クラスでいくということになると15人ということになってくるかと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私、教育長といろいろなお話をするとき、区域外から今おくの義務教育学校に来ていますが、牛久の学校においても、私はこの自治体、牛久市だけではなくて、隣接するつくば、稲敷、それから阿見とか龍ヶ崎とか、そういうところにおいて絶対こちらが近いという話、要するに、その子供たちのリスクが少しでも減るような通学区の在り方が、私はこれからはそういう時代が来るのではないかということをお話しています。今はまだそういう議論する、考え方はあれなのですが、ただ、そういう時期も私は来るのかなと。実際、四国のほうの学校ではそのようなことを既にやっている地域もございます。それは組合とかいろいろなことでやって連携していますので、そういうところで、要するにこの牛久ばかりではなくて、地域でもってその子供たちをどのようにサポートしていくかということが、これから大きな課題になるものと、私は教育長とそういう話をしながら、これから教育に対して取り組んでいかなければならないと私は思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 思いがけず市長からそういう答弁をいただきましたが、それも大事なことでしょうけれども、私が今回取り上げております問題は、通学区域外からの一定の枠の問題でございます。そうすると、次長、再度お尋ねをいたしますが、一定の枠を設けなくても、通学区域外からの人数が増えても、おくの義務教育学校においては対応が可能だというふうに理解をしてよろしいのですか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は、市民の皆様から、おくの義務教育学校に対する評価が、いずれ進んでくるといふ評価があれば、私はそこで制限することはないと思います。空き教室とかございますので。現状を見ましても、子供はそう急激に増えるものでは、減っていますけど、そういう状況を選べるものに対して制限をかけるというのは、私はなじまないのかなと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 牛久市のこの問題についての考えはよく分かりました。

ただ、やはり物理的に教室というものには限りがあります。その辺をよく踏まえた今後対応をしていてもらいたいというふうに期待をいたしまして、最後のもう1点の質問に移ってまいります。

続きまして、野球部の活動の統合化の是非について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、学校における部活動、とりわけ運動部活動については、中学生がその対象となっておりますが、令和4年度のデータによれば、おくの義務教育学校における運動部活動は、野球部、男子テニス部、女子テニス部の3つのみであり、市内の他の中学校に存在するサッカー部、男女バスケット部、男女バレー、男女卓球部、柔道部、剣道部、陸上部、体操部、新体操部は皆無であります。一方、おくの義務教育学校に存在する野球部員数及び男女テニス部員数と、他の中学校のそれら等を比べてみると、おくの義務教育学校の野球部員が8名であることに對して、牛久一中及び牛久三中がそれぞれ4名、下根中が13名、牛久南中が12名、ひたち野うしく中が18名となっており、同様に、男子テニス部員については、おくの義務教育学校が29名、牛久一中が27名、牛久三中が24名、下根中が49名、牛久南中が28名、ひたち野うしく中が35名であるのに対して、女子テニス部員は、おくの義務教育学校が23名、牛久一中が30名、牛久三中が23名、下根中が43名、牛久南中が27名、ひたち野うしく中が46名であり、6校全体の野球部員数の平均がおよそ10名であることに對して、男女テニス部員数の平均はそれぞれ32名であることが判明したのであります。

ところで、部員数が10名に満たないおくの義務教育学校の野球部については、このままの状態が続けば、今後、部活動そのものの維持が困難になることが大いに予想されるのであります。それゆえ、同校の部活動の存続のためには、他の中学校の野球部との統合化が選択肢の一つであると判断をいたしますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 おくの義務教育学校の野球部は、既に他の中学校と合同チームを組んで大会等に参加しています。平日は自校で練習し、土日は合同チームを組んでいる学校に行ったり、来てもらったりしながら合同練習に取り組んでいます。

おくの義務教育学校では、部員数の減少に伴い令和2年の秋から、牛久第一中学校と合同チームを組んで大会に参加しています。これと時期を同じくして牛久第三中学校と牛久南中学校も同様の理由で合同チームを組んで参加しました。

また、令和3年の秋からは単独でチームを組むことができなくなったおくの義務教育学校と牛久第一中学校、牛久第三中学校の3校で合同チームを組んで大会に参加しました。

また、令和4年の秋からは、おくの義務教育学校とひたち野うしく中学校、牛久第一中学校と下根中学校、牛久南中学校と牛久第三中学校の3つの合同チームで参加しています。これは、下根中学校と牛久南中学校も単独ではチームを組めなくなったための配慮です。

このように合同チームを組んで野球部の活動を維持しているものの、おくの義務教育学校では年々野球部への入部希望者が減少しており、今年度入部を希望した1年生はゼロでした。このような状況から、毎年野球部の存続について検討しています。しかし、野球部を廃部にしてしまうと、おくの義務教育学校の男子生徒が入部できる部活がさらに減少してしまうので、何とか残していく方向で検討をしています。

今後も夏の総体終了後に3年生が抜けた後の各校の野球部員数を確認しながら合同チームを結成するなどして、野球をやりたい生徒が活躍できる場を提供してまいります。

一方、今年度の総体より、学校の部活動チームだけではなく、クラブチームの参加も認められるようになり、それぞれの団体に活動している生徒が交流する機会が生まれることとなります。牛久市においても、野球競技の部で1チーム、クラブチームの参加が認められています。

また、中学校の運動部活動については、茨城県の委託を受ける形で、令和4年度に令和4年度地域運動部活動推進事業を行いました。これは、令和2年9月に文部科学省より発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受け、休日の部活動を学校から地域へ移行する準備段階として、教員が携わらないモデルの実証研究を行うために実施したものです。

本市では、全学校の野球部を牛久一中を会場に、牛久一中、下根中、ひたち野うしく中の3校のサッカー部をひたち野うしく中を会場に、牛久三中と牛久南中の2校の女子バレーボール部を牛久三中を会場に、それぞれ11月から3月にかけて実施をしてまいりました。

参加者数は、野球部が対象人数40人中11人、サッカー部が対象人数49人中16人、女子バレーボール部が対象人数33人中16人でした。

事業を行った後に参加者へ行ったアンケートでは、「やりたい人が集まっているのでモチベーションが上がった」「他校生徒との交流の機会としてよかった」「専門の指導員から教えてもらえる」など良かった点もありましたが、「学校の部活動と重なり参加できなかった」「欠席連絡の手段が分からなかった」など課題も浮き彫りとなりました。

令和5年度についても、令和4年度同様にモデル事業を実施します。対象種目は同じですが、対象学校をそれぞれ全校に拡大し、令和8年度以降スタートする休日の部活動をスムーズに地域へ移行できるよう課題の検証、解決に向けた調査研究を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 次長の答弁によりまして、野球部の活動の統合化については理解をいたしました。

そうすると、次長が答弁の中でもおっしゃったように、問題は、今後、野球部の活動をどう維持していくかということでもあります。これは具体的にどういうふうに検討されますか、維持について。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 やはりどうしても人数が少ないという状況がありますので、市としてそういった合同チームをつくっていかざるを得ない状況は進むのではないかと思います。

ただ、国の方針として地域部活動というものの方向性も定まっているところから、様々なクラブチームの育成などを課題として考えているというところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○2番 石原幸雄 議員 これは、やっぱり野球の専門家である市長にお答えをいただきたいと思いますが、市長、野球部活動の存続維持について、どういうふうに考えていますか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私の小さい頃は、野球が得意ではなくてもグローブは持っていました。そういう時代でございまして、とにかく小さい頃から野球、それから、今はサッカー、そして、今一番、子供たちのスポーツ人口が多いのはバスケットだそうです。バスケットは女性も男性も同じルールでやっていますので、人口にしては多いのはサッカーだそうでございます。ですから、世の中いろいろな移り変わりがございます。ですから、私は、今のままでは、恐らく中学校の野球部はなくなってしまうのかなと、残念ですけど。いろいろな多様性、今の子供たちはスポーツばかりではなくて、いろいろなことにいそしむ機会が多うございまして、私たちが小さい頃はそういう環境しかなかった。そういうことございましょう。ですから、これから多様なことで親しむ環境の子供たちは、そのようなところに入ってしまふのかなということでございます。ですから、今からは、そういうしっかりとした指導者をつくって、魅力あるチームをつくる、やっぱりこれは学校でなくても、クラブチームなのかなということを私は思っております。

牛久野球連盟で私が審判をしていた頃は、80チーム近くございました。今は30チームもない状況ございまして、やはりいろいろなスポーツ団体というのは非常に今は凋落しているようなところがございすけれど、ただ、そのようなところで、これからどのように子供たちのそういう環境をつくっていくかということは、やはりこれは教育委員会、あと行政も様々な知恵を出しながら、そして、今、牛久では日本ハムといろいろな子供たちのスポーツに関して、野球に関してもやっています。アストロプラネッツとバスケットに対しても、これから指導者をどのように、私たちが受けて環境をつくるか、そういうこともいろいろ考えて、サッカー、バスケット、野球に関しても、今外部の方といろいろな接触をしながら、この牛久の子供たちに適切というかそういう環境をつくるのが、行政の大きな課題になってくるのかなと私は思っております。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 市長、やっぱりこれは市長が先頭に立って、まず学校の現場に赴いて、部員一人一人と膝を交えて話して、今後どうするかということについて話し合う機会をつくるか、そういうことをして、何とか維持存続に努めていってほしいと思うのですが、いかがですか、市長、そういうお考えありますか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私が、どうしたいと子供たちに言っても、でもやっぱり子供たちにも多様性がございまして。野球に興味ない人に幾ら興味を持てと言っても無理ございまして、ですから、興味を持たせるような環境をどのようにつくるか、そして、楽しかったな、やっぱりいろいろな人とういう球技ができて楽しかったな、それが1人でも2人でも増えていくような環境をつくるのが大切。茨城県でも部活に関していろいろな話をしています。でも、なかなか思うようにいかない状況でございすけど、今の子供たちには、そういうことなのかな。社会の現象というのはいまそういうことで、ある程度いろいろな競技でもきつい面があると。やはりこの前のWBCなどもそうですけど、ああいうテレビとかマスコミの報道を見ますと、また増えてくるようなことがございまして、ですから、そのようなことで我々はそのものをこれからどのように意識して、

もう学校の先生は私は無理だと思います。ですから、学校の先生でなくても、全てそのところの環境をどのようにつくっていくかということが、私は、これが一番根幹ではないかなと思います。

○諸橋太一郎 議長 石原幸雄議員。

○22番 石原幸雄 議員 今市長がいみじくもお答えになりましたように、部活動の維持というのは、確かに大変なことであると、人数が少なくなっている以上、大変であるということは、私も認識はいたしております。

しかしながら、市長がいみじくも申されたように、学校の先生では対応ができないのであれば、これは行政の課題として、しっかりと取り組むべき問題ではないかということをご指摘をさせていただきまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、22番石原幸雄議員の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時09分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番柳井哲也議員。

〔16番柳井哲也議員登壇〕

○16番 柳井哲也 議員 会派、日本維新の会の柳井哲也です。通告書に従いまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

一つは、日本一住みやすい安全安心のまち牛久について、もう一つは、牛久市の防災対策についてであります。

数日前の梅雨前線による大雨では、国内各地に大変な災害を発生させ、犠牲者まで出ています。牛久市においても、床下浸水や車両水没などをはじめ様々な被害が発生しており、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。私は農業地域に住んでいますので、水没した田畑が多く、作物の被害状況がどうなのか、非常に心配しております。

このように今回被害を被った牛久市でもありますが、国内各地と比較しますと、自然災害はやはり少ないほうで、首都圏に位置し、筑波研究学園都市にも隣接しており、さらに、常磐高速道路、圏央道、常磐線など、また、3つの空港へのアクセスもよく、日本一住みやすい安全安心のまちであることも間違いないものと思っております。

そこで質問です。牛久市の魅力と長所について、市の考えをお示しいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私、よく職員などと話をするとき、牛久の魅力、長所ということですけど、私たち人間ですから、ポジティブな視点は大切だと思います。

でも、この牛久のウイークポイントはどこなのと、短所を探すとどこなのと、そういうことか

ら見れば、また、長所がもっと大きくなっていくような物の見方ができるのではないかという話をしています。

そのような中で、牛久市は、昭和40年代に首都圏整備法の指定を受けて以来、都心へのアクセスのよさから、東京のベッドタウンとして街並みが形成され、牛久駅周辺は昭和50年代から平成初期にかけて、ひたち野地区は平成10年のひたち野うしく駅の開業と同時に住宅地の開発が進みました。そして、今の牛久市の形となっているところでございます。

このような街の形成の経緯からも、駅を中心とした住宅地は、店舗や病院などの都市機能も充実しております、良好な居住環境としての基盤が整っております。さらに、交通のアクセス性という点におきましても、市内に2つの駅を有し、圏央道のインターチェンジにも近接するなど、地理的にも優位性は高いものと考えております。

また、市街地の周辺には、豊かな緑が広がり、牛久沼周辺や里山の風景、山林、農地など、生活の場と自然が近い位置で調和する状況も一つの特徴となっております。

安全安心という点におきましては、本市の位置する場所は、全体が台地上にあり、安定した地盤で高低差が少なく、平たんな地形となっていることから、地震などの災害に比較的強いということも本市の長所となっていると思っております。

これを語る場合、こういうハード的な面では確かに住みやすいなと思います。僕はそのソフトの面、例えば牛久の文化、歴史、そういうものも住みよさの大きなものなのかなと思っております。私もよく前に、牛久を訪れる方に、牛久ってごみが少ない、落ちてないねという話を聞きました。これはやっぱりクリーン作戦とかそういうことをやりながら、これが自然と市民に根づいているようでございます。また、歴史的にも、芋銭さん、それから住井すゑさん、シャトーもございませぬ。そういうところが牛久の歴史というのも、これは大変な魅力の発信になるのかなと。ですから、こういうことで、牛久のハード的なものと、そしてそのような歴史・文化というのをこれから醸成していくことが、これからの牛久の大きな魅力になるのではないかと私は思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 市長のほうから、ハード面とソフト面の牛久市の魅力と長所、よさについてお話がありました。すばらしい答弁だったと思っております。

私も常日頃から牛久は本当にいいところだなと、もっともっとこれを発信して、よさというものを多くの方々に知っていただきたいと、常日頃から思っておるところであります。

2番目の質問に移りたいと思います。住みやすいところは、子育てしやすいところでもありません。良質な宅地がないため、若い人たちが牛久にやってきたくてもかきません。結果として、牛久市の人口減少状況はなかなか改善されない。それが実態であると考えます。

現在、本市は、東端穴地区に新たな宅地化計画を進めていますが、300世帯では焼け石に水であるとも考えております。

そこで提案です。一厚西地区の宅地化計画も、ぜひ推進してほしいと考えます。理由であります、一厚西区のあらた団地内の戸建て住宅の新築が近年急激に進み、空きがなくなってしまう

たという状況があります。牛久市の中で特に一厚西区は、6号国道、408号国道、常磐道、圏央道、つくば市に接しているという立地のよさがあるため、ニーズがあるのだと思われます。他方、土地を持っている方からは、太陽光発電所でもいいから手放したいという話も出ております。そこで、一厚西地区の良質な宅地開発の予定について、ありましたらお示しいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 一厚西地区につきましては、都市計画上ほとんどが市街化調整区域となっており、都市計画マスタープランでも宅地開発などの位置づけはしていないため、宅地開発の予定はございません。

現在、御質問にもありました東獺穴地区において、組合施行の業務代行方式による土地区画整理事業を実施する計画を進めているところであり、今年度は市街化区域編入の手続を開始し、来年度には都市計画決定、土地区画整理組合の設立及び事業認可の取得を目指しているところでございます。

まずは、この事業をしっかりと進め、効果を確認しながら今後の事業計画につきまして、検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 一厚西の開発も、私も当初、市長に就任して中学校を造って、その脇に東獺穴地区の開発、これは4年かかりました。というのは、全体見ても牛久には市街化区域がまだ残っているだろうという茨城県の判断で、いや違いますよと、こういうところでこういう価値があるからということで、それは4年かかりました。ですから、今まさしく、獺穴地区の開発がどのような形で成功するか、これによって、県にも私たちはいろいろな話ができる。そうすると、私もあと2か所ぐらいこういう場所はどうかというようなことがありますけど、そういう場所においても、恐らくもっと県との話がしやすくなるのかなと思っております。ですから、これからそういう立地を理解した活性化というのは、非常に牛久にとっても重要な施策の一つなのかなと私は思っています。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 東獺穴地区、一生懸命頑張っているということで、私もこれは高く評価しています。よく進めてくれたなということで。なかなか、なますを吹くという状況の宅地開発については、非常に茨城県も厳しい見方をしているということで、その中を牛久市が一生懸命頑張ってここまで持ってきてくれたということで、そういう面では非常に評価をしているところであります。さらに推進、頑張ってくださいと思っています。

3番目の質問に移りたいと思います。ひたち野地区住民のための生涯学習センターや多目的広場の計画についてということで質問したいと思います。

牛久市は、牛久と岡田と奥野が合併して成立したという歴史があるため、これまでは生涯学習センターをはじめ主要な施設の整備や市民体育祭の開催などは3か所でやってきた経緯がありま

す。

ところで、下根運動公園は、ひたち野ニュータウンの中にありますが、牛久市全体で利活用していくことが前提となっているのではないかと考えております。ここをひたち野住民の施設であると考えるのは、無理があると思われます。特に、ひたち野うしく駅を中心とするひたち野ニュータウンは、小学校、中学校、それぞれ2校を擁するほどの規模であり、これまでの整備の仕方では、住民サービス上、不公平になってしまうのではないのでしょうか。

そこで、まず、ひたち野地区住民のための生涯学習センターと多目的広場の計画について、考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

各生涯学習センターは、お住まいの地域にかかわらずどの施設も利用できることとなっており、施設の空き状況や団体の御都合等に応じて、広く御利用いただいているところです。

また今後、中央生涯学習センターの施設の更新工事を予定しているほか、三日月橋及び奥野生涯学習センターの長寿命化も着手してまいりたいと考えておりますので、現時点では、ひたち野地区への生涯学習施設新設の計画は考えておりません。

一方で、ひたち野うしく小学校及び中学校は、学校教育に支障のない範囲の運用に限定し、地域利用に特化した学校づくりという先進的な考え方により整備されております。現在は閉校日のひたち野うしく小学校の音楽室、図工室、家庭科室、大会議室等を御利用いただくことができます。

また、ひたち野地区への多目的広場の新設につきましては、新設ではなく既存の牛久運動公園内多目的広場を含む整備を充実させることを考えております。

本年3月に策定いたしました牛久市スポーツ推進計画でも触れておりますが、生涯スポーツの促進、地域コミュニティー活動などの拠点としても活用できるよう、多目的広場の人工芝生地の検討など、施設全体を多目的利用に配慮した施設整備となるように検討してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 厳しい財源の中でこういう新たな提案というのは、なかなか厳しいのは了解はしております。

去る5月29日、牛久市防災会防災士部会総会が開催されました。防災会の組織図を見ますと、牛久地区防災会、岡田地区防災会、ひたち野地区防災会、奥野地区防災会、この4つが組織され、それぞれの防災会が、その地区の小学校や中学校あるいは高校を避難所としておりまして、こういう枠組みが防災のほうではやり始まっているということで、施設整備についても少しずつ対応していただきたいと希望いたしまして、次の質問に入ります。

大きく2番目であります。牛久市の防災対策であります。

牛久市の防災対策は、どのレベルの災害を想定しているのか。これは、この想定が非常に大切なもので、これによって防災訓練やいろいろな避難場所などをはじめ様々な対策が違ってくるも

のと考えます。ハザードマップと防災訓練というのは密接な関係にあるのだと思うのですが、このハザードマップは非常に大切なものであるにもかかわらず、これを重視してしまいますと、自然災害で大きなものが来ると、想定外だったということがよく発生します。こういう点を考慮に入れながら、牛久市の防災対策、どのレベルの災害を想定しているのかを質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 答えいたします。

平成30年12月に茨城県が公表した茨城県地震被害想定調査報告書が牛久市の地震被害想定となっております。

この報告書では、今後起こり得る7つの地震が想定されており、そのうちの1つ、茨城県南部の地震では当市における震度が6強となっており、当市に最も影響のある地震となっております。

被害想定は発生時を夏季12時、冬季18時、冬季深夜の3パターンに分けて、人的被害、避難者、建物被害などを想定しております。

避難者が一番多いと想定される冬季18時に発生した際、被災1週間後に避難所、避難所外の総数として8,800名の避難者が発生するとされています。

また、備蓄品につきましては、水、食料品、簡易トイレ、毛布などのほかにも、令和2年度から3年度にかけて防災倉庫を4棟新設し、テントや発電機などを購入し、備蓄品の大幅な拡充を図っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 それでは、2番目の質問に移ります。二次避難場所に収容し切れない被災者がした場合の対応について質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 避難所の収容人数でございますが、行政区の集会施設等が指定されている第一次避難場所では3,392名、市内の小中高等学校が指定されている第二次避難場所では8,301名となっております、合計で1万1,693名となっております。

また、第二次避難所につきましては、学校のグラウンドのうち、半分をテントを張るスペース、もう半分を駐車スペースと想定しております。令和2年には市内のホテル業者と協定を締結し、災害時に所有するホテルを避難所として利用できるよう対応しているところです。

以上のことから、想定されている8,800人の避難者につきましては、当避難所での収容が可能と考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 準備している避難施設で十分であるということではありますが、これまでいろいろな地域で大災害が発生して、大体が車の中とか、いろいろ報道されています。

牛久市がどのような災害を想定するかということで、今、例えば、静岡県とか山梨県は富士山

が噴火したときのこととか、あるいは太平洋沿岸の静岡のほうでは南海トラフ、大きなものを想定して様々な対応しております。しかし、学者に言わせると、そこだけではないんだと、日本国中、たとえ牛久市であろうとも同じようなレベルの災害が発生してもおかしくないですということは、様々な先生がおっしゃっております。そういう中で第一次避難所、第二次避難所を有効に使えるという前提が成り立つのかどうかというのは、私は非常に疑問に思っています。少なくとも、精神的には、それも使えないこともあるかもしれないということも頭に入れておく必要があるのかなど。これはあくまでも精神的なものでありますが、そういう訓練とか考え方が必要でないかいつも思っております。

説明がありましたので、一応それは了解いたしました。

3番目の質問に入ります。避難広場の確保について、市はどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 防災訓練広場、避難場所としては、各行政区の集会施設や小中高等学校がございまして、避難者数に対しての収容力を有していることから、新たに避難広場を確保し整備する計画は現在ございませんが、実際に災害が起きたときに大事なものは、自分の身は自分で守るということでありまして。そのために、避難が必要な場合、どこに避難すべきなのかを平時より考えていただくこと、さらに、若い世代の方々にも地域の防災訓練などにも参加してもらえよう、市としても周知してまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

避難広場の確保について質問しましたがけれども、トイレの問題とか、あるいは現在の個人の生活を守るといえるのは、避難した先におきましても個人の生活を確保できるようなやり方で考えますと、テントが一番いいんだというような話も出ておまして、そういう意味では、広い避難広場が必要かなと思って質問したところであります。

次の質問に移りたいと思います。急激に増加しているペットへの対応と施設について質問したいと思います。

ペットを飼育している人にとって、ペットは家族の一員であります。マグニチュード7前後の大地震に見舞われたりしますと、私たち人間同様、ペットも一緒に避難することになります。ペットが大けがをした場合、人間同様、治療や救命措置を施す必要も出てくると思います。

そこで、ペットへの対応についてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 当市の飼い犬登録数の推移につきましては、10年前から約4,500頭を前後を推移しておまして、議員もおっしゃったように空前のペットブームの中ではありますが、大幅な増減はございません。

犬や猫などペットを飼育することにより、人は癒やされ、精神的な安定や心の豊かさを与えて

くれるだけでなく、健康を維持・増進するなど、ペットは人の生活の安定に大きく寄与するものとして注目をされているところであります。

飼い主の方にとりましては、ペットは家族の一員として大切な存在であります。当市といたしましても、ペットとの共生を目指して啓発などの様々な施策を実施しているところです。

さて、いざ災害が発生し、危険が迫り避難する必要がある場合、市の地域防災計画では飼い主がペットと共に避難所まで避難する同行避難をお願いしています。

避難所には、大勢の人が集まり、その中には動物が好きな方だけではなく動物が苦手な方、動物アレルギーのある方も避難するため、ささいなことがきっかけでトラブルに発展しかねません。また、ペットがけがをしている場合は治療も必要となってきます。

現在、ペットの避難場所の確保、飼育マナー、傷病等の治療体制を含む運営方法等につきまして、市内動物病院の獣医師の先生方や、関係各課と協議しており、今後、同行避難の指針となるガイドライン等の作成を目指してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私たちは、屋内でということまで今までは想定していません。やはり5,000余のペット数となると、ペットを同行した避難というのはどうしようもない現実になっています。先ほどの柳井議員がおっしゃいましたが、やはりテントでの一次避難というのは、これから大きな課題になると思っております。牛久ではそのようなテント、多少はございますけど、これに対してのそういうものの対応の仕方というのを、これから防災計画の中に含めるべきなのかなということを感じております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○16番 柳井哲也 議員 私、子供時代に、ヨーロッパのペットのことが放映されまして、当時、私のところにも犬がいましたけれども、そのヨーロッパの映像は、ペットが亡くなって飼い主が非常に涙を流して泣いておりまして、悲しんで、お墓に人間と同じように埋葬する放映を見ていました。私、自分でペットを飼っていましたが、ヨーロッパというのは随分違うな、日本とはと思っていました、その当時。しかし、今、日本も全くそれと同じようになってきています。ある消防士さんが言っていました。ビルが火事になって、助けを求めている人をはしご車で助けに行ったのだそうです。そうしたらペットを抱かれていて、ペットを先に投げてくれと言ったら、投げてくれないのだそうです。自分の子供と全く同じ。もし、このペットが大変なことになったらあれだということで、一緒になければ駄目だと。本当にそういう時代に来ているので、これは個人差は非常に大きいと思いますが、そういうペットと人間の関係になっているということ私たちが理解していないと、大変なことになるなと思ったわけでありまして。そういうわけで、こういう質問をさせていただきました。

次の質問に入らせていただきます。避難期間が長期にわたる場合には、飼い主は避難所で迷惑とならないようペットのしつけをしておく必要があります。避難所における施設の整備等について、これらの問題を含めて市の考えをお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分開議

○諸橋太一郎 議長 会議を再開いたします。

○16番 柳井哲也 議員 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で16番柳井哲也議員の一般質問を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

午前11時44分休憩

午前11時50分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番石原幸雄議員から早退の申出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番伊藤裕一議員。

〔15番伊藤裕一議員登壇〕

○15番 伊藤裕一 議員 会派、日本維新の会、伊藤裕一です。本日は、大きく3点質問させていただきます。

初めに、ごみ袋形状について質問をいたします。

前任期以来、元同僚議員並びに私は、持ち運びのしやすさや袋の結びやすさ、近隣自治体の多くがレジ袋型のごみ袋を導入していることなどを踏まえ、市指定ごみ袋の形状を、現在の平袋タイプから持ち手のあるレジ袋型に変更してはとの内容の一般質問を繰り返し行ってまいりました。

この問題については、牛久市廃棄物減量等推進審議会にて検討がなされ、同審議会の答申である牛久市一般廃棄物処理基本計画が令和3年2月に示されました。同計画は、指定ごみ袋の形状等について、市民アンケートで、おおむね8割の市民が現行の形状を支持していたことが明らかとなりましたが、一方で、形状の変更、手提げタイプを支持している市民も2割いることが分かりました。ごみ袋の形状等については、昨今のプラスチックゴミの環境問題についても検討し、市民の生活スタイルの変化、費用対効果を含めながら、慎重に状況を把握する必要があります、として、多数の市民が現行の計上をする指示する一方、形状の変更望む声も一定数あることが紹介され、形状の変更について、完全に排除しているものではないと考えております。

同計画の策定から2年が経過しましたが、その後、ごみ袋形状等について検討されたのか。検討したのであれば、どのような検討をしたのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 廃棄物減量等推進審議会委員14名が約1年間にわたり議論を重ねました。令和3年2月に策定した牛久市一般廃棄物処理基本計画では、令和3年度から12年度までの1

0年間を計画期間とし、ごみ減量目標のほか、持続可能な開発目標であるSDGsを踏まえた環境施策の取組が求められているところでございます。

ごみ袋に関しましてでございますけど、SDGsのゴール13「気候変動に具体的な対策を」の達成に向け、100%化石燃料由来の石油から、バイオマス由来の原料を配合したごみ袋に変更し、二酸化炭素の排出量削減ができるよう検討しているところでございます。

現在の可燃ごみ袋45リッターサイズにおいては、1枚の焼却に伴う二酸化炭素排出量は6.2グラムCO₂でございます。バイオマス原料を10%配合することで1枚当たり6.2グラムCO₂、年間で24.8トンCO₂となり、現在の可燃ごみ45リッター袋では約40万枚分の二酸化炭素削減効果と試算されております。

コロナ情勢の中でウクライナ問題もあり、原料価格等の高騰が影響し、施策の進捗が滞っている状況でございますが、社会情勢、費用対効果、財政への影響を考慮しながらバイオマスプラスチック製ごみ袋の導入に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 バイオマスの使用を検討しているものの、形状の変更については、現在のところ検討していないとの答弁であったかと思えます。

令和4年第1回定例会で元同僚議員の一般質問に対し、市長は、先ほどのアンケート結果を引用し「試験的であってもレジ袋型のごみ袋を作成する計画はない」としながらも、「ごみの減量化ということ、これが一つの大きな目的であって、もしレジ袋使用によって確実にその減量化ができる、そういう場合は、これは僕はやってもいいのかなと思いますけれども、その辺の議論についてもこれから深めていきたいと思えます」とお考えを述べられました。さらに、ごみ袋料金について、ごみの減量やいろいろな経費も上がっていることを考えると、この値段はどうなのかとの趣旨の考えを示されました。

ロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過し、戦争がまだ終結していないのと同様、資源高は収まっておりません。さらに、長寿命化を実施したとはいえ、クリーンセンターが更新時期を迎えたとき、どのように対処をしていくか、近い時期に広域化案を含めた検討がなされていくと思われまます。

もちろん、市民生活を考えると、なるべくごみ袋料金は維持されることが望ましいですが、やむを得ず料金変更をする予定はあるのか。あるとすれば、料金変更に合わせ、ごみ袋形状を変更するというお考えはあるか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 初めに、ごみ袋の形状変更の件なのですけれども、令和2年度に実施いたしました、ごみの減量・資源化促進に関する市民アンケート調査において民意を確認しております。

対象人数3,000人に対しまして、1,515件の回答があり、「現状の形、平袋がよい」との回答は、先ほどの議員の御指摘にもありましたけれども、8割近くということで、75.

6%、「手提げタイプの形がよい」との回答は22%という結果になっております。このアンケート結果は、その3年前、平成29年7月に実施しておりますアンケートにおける「現状の形、平袋がよい」の69.4%を6.2ポイント上回っており、平袋型を支持する割合が増加した結果となっております。

ごみ袋の価格の変更ということでありませけれども、これはごみの有料化ということではなく、ごみ袋の現在の価格の物価の高騰に関しての価格の変更ということなのですけれども、これまでおおむね5年を目安に検討してまいりました。今回の価格変更につきましては、令和元年10月に実施しておりますので、昨今の急激な物価上昇を加味し、5年は経過していませんけれども、今年度中の卸価格の改定ができないかということで、今予定しているところであります。

このようなことから、ごみ袋の価格の改定については予定をしているところではありますけれども、この価格の改定に合わせてごみ袋の形状を変更するという考えは現時点ではございません。以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 現在のところ、やはり価格改定に合わせても形状変更の予定はないとのことでした。

一方、先ほど触れました令和4年第1回定例会の一般質問答弁の中で、市長は市民アンケートについて「ごみ袋の形状に関連して、知る人が知ればまた違う結果が出るのかな」と個人的見解を述べられました。私は、議事録を読んで、レジ袋型のごみ袋を知れば、アンケート結果も違った結果となったのではという意味に解釈をいたしました。知らないことや経験したことがないことを受け入れたくないという心理的傾向のことを現状維持バイアスというそうですが、アンケート結果は、現状維持バイアスの影響を受けている側面があるかと思えます。

そこで、レジ袋型のごみ袋の試作品があれば、どんなものかイメージできるため、アンケート結果も違ってくるのではと考えますが、レジ袋型ごみ袋の試作品を製作するお考えはないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 現在、試作品を製作する考えはございませんが、今、議員からありましたように、使い勝手とかコスト等の調査を行うことというのは、平袋型ではなくてレジ袋型を使ってみてという、それでその使い勝手、コスト等調査するということは非常に有効なことと認識しておりますので、今後、調査方法なども含めて検討はしてまいりたいとは考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私、このごみに関しては、一番の目的は減量でございます。減量、そしてCO₂の削減、これが一番のごみ対策の課題と思っております。

そのときに、この形状を変えることによって、そして、ごみの減量、そして、ある程度価格のことも考慮しなければなりません。ですから、そういうもう総合的に考えたとき、このごみ袋の形状がいいのであれば、また、この審議会等に図りまして、こういう結果ですよということも私

は選択肢の中にあるのかなど、改めて申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 今後も、場合によっては検討する旨の答弁をいただきました。

レジ袋型となりますと、1袋当たりの容量が確かに小さくなるという一方では不便さがございますが、ごみの減量という観点から見ると、ごみの減量を促せるという面もあるかと思えます。引き続き調査、検討を進めていただければと願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、歩道のひび割れについての質問です。

市道23号線、コンビニエンスストアやスーパーマーケット付近交差点の南側、秋住団地側歩道に亀裂が現在入っております。その亀裂は歩道脇に100メートルほどにわたって入っており、現場はロープによる規制線が張られているため、歩道が本来の広さで使えない状態となっており、地元住民から、長期間にわたりそのような状態であり、危険であるので対処をしてほしいとの声をさきの選挙中にいただきました。

そこで、歩道に亀裂が入った原因と現状の対応状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 初めに、歩道上に発生したひび割れと段差につきまして、考えられる原因を御説明いたします。

当該箇所は牛久町地内、秋住団地の東側に位置する市道23号線の盛土区間であり、軟弱な地盤の上に盛土を施した道路となっております。

工事の際には、盛土の底に作用する土などの重さが、軟弱な地盤でも支えられるように現地盤を固めるなどの対策を講じておりますが、何らかの要因で法面の一部に小規模な沈下が発生し、その影響が歩道上にひび割れと段差として表れているものと考えられます。

次に、現在の状況としましては、ひび割れと段差が発生している区間の長さは約120メートルであり、のり面側の歩道の端より約1メートルの範囲に損傷が発生しているため、歩行者の立入りを防ぐ目的でロープや反射テープを用いた簡易的な柵を設置し、安全対策を講じてございます。

また、対策後におきましても歩道幅は約3メートルを確保し、歩行者の通行への影響は少ないものと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 現在、暫定的にロープを張っているということであるかと思えます。

補修を行ったこともあるものの、そのような再び亀裂が入ってしまう状態でもあると伺っており、現在様子を見ているという状況であるかと思えます。今後どのような対応を考えているかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 当該市道23号線の盛土区間に発生したひび割れと段差

につきましては、ただいま御質問にもありましたとおり、過去に舗装の打ち替えやひび割れ補修などの対策を講じてまいりましたが、比較的短い期間で同様な状況となってしまっている状況です。

今後につきましては、過去の補修方法を鑑みて、恒久的な対策について専門家の意見などを聞きながら検討し、良好な道路景観と歩道機能の回復に努めたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 今後、恒久的な対策を行うに当たって、対応時期はいつ頃を見込んでおり、どのような方法で補修を予定しているのか、考えていらっしゃる方法があれば伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 補修方法につきましては、ただいま御答弁しましたとおり、過去に実施した舗装の打ち替えであるとかひび割れ補修などではなく、恒久的な対策というものを模索してまいりたいというふうに考えてございますので、現時点ではこの工法でというものが決まった状況ではございません。

また、対応時期につきましても、今お話ししたように補修方法について決定をしておりませんので、まだまだ時期、読めない部分がありますので、現時点で時期についてもお示しすることができる状況ではございません。

とはいいましても、現状のままというわけにいかないことも十分承知しておりますので、補修方法、時期について、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 恒久的な補修が早期かつ十分になされるよう願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

大きな3点目の質問といたしまして、教育格差の解消について伺います。

東京大学が実施した学生生活実態調査によると、東大生の親の年収は1,000万円以上の層が最も多く42.5%という結果となったとのことであります。経済的に裕福な家庭ほど受験予備校や大学受験に向けた体制が整った私立学校に子供を通学させることが可能であるため、親の経済格差が子供の学力格差につながることとなり、生まれ育った環境により受けることのできる教育に格差が生まれる教育格差の問題が指摘されています。

さらに、近年、親の経済格差によって、子供が旅行をする、友達と遊ぶ、自然に触れるといった体験活動に格差が生まれる体験格差の問題が指摘されております。大学受験で推薦入試や自己推薦入試であるAO入試の導入が進むなど人物重視の流れが強まっている昨今、これら体験活動をできない経済的に苦しい家庭の子は、大学入試の面接試験で話す話題を蓄積することもできず、ある意味、誰にでもチャンスがあり公平であった学力試験一発勝負型の旧来入試以上に教育格差が拡大するのではと危惧されるところであります。

そのような中、大阪市は、一定の所得要件を設け、市内在住の小学5年生から中学校3年生の約5割を対象として、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など、学校外教育に係る費用を月額1万円を上限に助成する事業を実施。お隣のつくば市では、中学生の保護者で生活保護または就学援助を受給している方を対象に、定員20名、上限月額5,000円と限定的ながらも、学習塾代助成金事業を実施しています。

そこで、牛久市でも、教育格差是正のため、このような塾・習い事補助導入の考えはないか、見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 児童生徒を対象にした塾・習い事に対する費用などの補助につきましては、現在のところ考えておりません。しかしながら、もっと学びたいと思っても、様々な事情により学ぶことができない児童生徒についての学習支援は大変重要なことと考えております。

現在、牛久市においては、うしく放課後カップ塾が、児童生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着促進を目的として、平成26年より事業がスタートしております。様々な事情がある児童生徒についても学習できる環境の整備に取り組んでいるところです。

教育格差の解消のため、塾・習い事に対する補助についてですが、議員からも御紹介がありましたとおり、大阪市では、一定の所得制限を設けることで、市内在住の小学5年生から中学3年生の約5割を対象として、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育に係る費用を月額1万円を上限に助成する事業を行っております。

また、近隣ではつくば市で、20名を定員として、市内の中学校または義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護または就学援助を受給している世帯を対象に月額5,000円を上限として学習塾の利用に係る費用の一部を助成しております。

このような先進的な事例を参考に、牛久市においても、もっと学びたいと思っても、様々な事情により学ぶことができない児童生徒についての学習支援の方法について、調査・研究してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 続いて、給食費無償化につきまして、給食費を無償化することは、子育て世帯の負担軽減につながるとともに、人口増加策としても有効と考えます。県内自治体では、城里町、大子町、潮来市、河内町、北茨城市、日立市、境町が小中学校で給食費無償化を実施、水戸市でも4月より中学校で無償化を実施、本市議会においても、複数人の同僚議員が一般質問で取り上げてきたテーマでもございます。

本年3月には、与党幹部から給食費無償化を目指す旨の発言があり、政府は3月末、学校給食費無償化に向けた課題の整理などを盛り込んだ少子化対策の試案をまとめ、6月1日には、こども未来戦略方針の素案に、小中学校での給食の実施状況や地方自治体による無償化の現状について、全国規模の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表することが盛り込まれました。

これまでの一般質問答弁では、市独自の給食費無償化は考えていないとの趣旨の答弁でありま

した。しかし、このような国の動向を踏まえ、牛久市独自に早期に給食費を無償化するというお考えはないか。さらに、児童生徒全員への実施が予算的に難しければ、第2子もしくは第3子以降、給食費を無償化するお考えはないか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 給食費につきましては、学校給食法第11条に規定されておりますが、学校給食の実施に必要な施設や設備、運営に要する経費は、学校設置者である市が負担し、食材費等の経費は学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされております。

学校現場では、そのような保護者負担を考慮し、いろいろな工夫をしながら栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めており、さらに、市では生活に困窮する子育て世帯に対しては、就学援助として給食費分を支援しているところです。

また、原油価格・物価高騰の影響により値上がりする食材費につきましては、今年度も引き続き国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費を改定せず、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めてまいります。

給食費に対する支援について、県内の状況を見ますと、給食費の全部、あるいは第2子以降、あるいは第3子以降などを対象とする無償化を実施している自治体も一部ございます。

しかしながら、牛久市においては、生活に困窮する世帯に対しては、就学援助として給食費分を支援しているところであり、また、物価上昇分を考慮した公費投入により、保護者に負担を求めず、給食費の支援を行っておりますので、児童生徒に一律に給食費を無償化することは、慎重にならざるを得ないと考えております。

今後、国が進める異次元の少子化対策のたたき台が発表され、小中学校給食費の無償化の検討なども盛り込まれていることから国の動向に注視してまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 続きまして、先ほど、塾・習い事補助の質問をいたしました。御答弁の中にもありましたとおり、牛久市には、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目標とするうしく放課後カップ塾、体験交流活動を実施するうしく土曜カップ塾があり、他自治体からの視察も受け入れるなど注目をされており、教育格差や体験格差を是正する有効な施策と考えます。

ここで改めて、カップ塾の成果や児童生徒、保護者の感想などお聞かせいただけたらと思います。

一方、私は、前任期終了間際に、ある中学生の保護者の方から匿名のお手紙を頂きました。その内容によれば、放課後カップ塾は、6月中旬から開催されるものの、すぐ夏休みとなり、開催されなくなり、9月中旬に再開されるまで2か月間の空白期間がある。さらに、学年末は次の6月中旬の開催まで3か月の空白期間があり、これらの空白期間があるために、受講生は感謝しているものの、受講生徒数が伸び悩んでいるとのことであり、その方によれば、カップ塾予算が少ないこと、学校教員が、休暇期間中、生徒を学校内に入れたがらないことが課題であると指摘をしています。

そこで、放課後カップ塾が長期間に開校できない空白期間があるという事実はあるか。あると

すれば何が原因なのか。学習指導員確保は十分にできているのか伺います。さらに、空白期間があるとすれば、なるべく少なくするための方策は考えていらっしゃるのかについて、確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 うしく放課後カップ塾は、各小中学校ごとに決められた曜日の放課後の時間に、学校の施設を会場として、児童生徒の自主的な学習をサポートするために、おのおのの学力に応じてマイペースで学べるような環境づくりに努めております。

現状につきましては、基本的に1週間に2日、市内13校全ての小中学校で行われております。

放課後カップ塾が休講となる期間は、夏休み期間中と学校行事等会場となる学校側の場所の確保の都合により学級が使用できないときや、あるいは新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどが学校で発生したときのみです。ただし、4月から5月は、必要な指導員数を確保し、各学校への配置を考えたり、会場となる学校側との調整を行っておりますので、開講は6月からとさせていただきます。

元教員や地域の方などで構成される指導員につきましては、令和4年度で49名、令和5年度当初で48名を確保し、それぞれ配置された学校において従事していただいております。指導員に欠員が出た場合には、経験のあるほかの指導員からの推薦などにより補充をしております。

参加している児童生徒の反応は、「自分には苦手と思っていた教科で、100点を取ることができた」と指導員に見せに来てくれたり、「授業でつまずいたり苦手だったところがよく分かった」と言われたりするそうです。また、保護者からお礼の手紙をもらった指導員もおります。

そして、指導員自身も子供たちから多くを学ぶことができます。報酬は要らないから、子供たちが学んでいる姿がうれしいと、いつまでも続けたいという7年目の指導員もおります。

今後も、学校との連携を図りながら、子供たちへの学びの場の提供を継続してまいります。

一方で、放課後カップ塾を含めた子供の居場所づくりを考えたときに、現在、ひたち野リフレビル2階のフリースペースは、放課後の児童生徒や高校生、大学生、大人にも常時大勢利用されており、おのおの自主学習や読書などの時間を過ごしているようです。今後、エスカートの4階が整備されるようになれば、このようなスペースも創設していただき、将来的に部活動が地域移行された際には、子供たちの居場所にもなり得るものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 4月から6月にかけて、学校との調整の関係で空白期間があると御答弁をいただきました。

教員の働き方改革も言われておりますが、それらと両立するような形で学校のほうと何とか調整をしまして、そういった空白期間を少なく、短くするための取組というのは考えていらっしゃらないのでしょうか。確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、どうしても今のところ4月から6月が準備の期間ということで考えております。

新しいクラス編制がなくて子供たちを対象にした対応というのは、どうしても4月以降にならざるを得ないかもしれませんが、指導員の確保等については、前年度からの対応も可能かと思えますので、そういった工夫をして、できる限り早く開設できる努力はしていきたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 続いて、3番の④の質問に移ります。

最後に、オンライン動画学習サービスの導入についての質問でございますが、昨今は、大学受験予備校、資格予備校、社会人教育など様々な分野で、パソコンやタブレット、スマートフォン等で授業を視聴する動画授業が広まってまいりました。動画授業は、好きな時間、好きな場所で授業が受けられること、倍速再生も可能であること、有名講師の授業を格安価格で受けられること、個々の苦手分野や進捗を解析し、受講者に合わせた問題を出題することも可能であることなど、数多くのメリットがあります。

主要なオンライン動画学習サービスの一つとして、就職情報大手としても知られるR社が提供するサービスがあります。同サービスは、個人でも月額2,000円程度の定額で契約可能であり、学校、自治体向けのプランも用意されております。全国各地で導入が進んでいるとのことでありまして、茨城県内では、令和4年度から県内市町村で初めて常陸大宮市が市内全小中学校に同サービスを導入。児童生徒の習熟度や学習の進度に合わせて学べる環境の整備や、塾等のない地域などとの地域格差をなくすことを目的としているそうです。

同サービスは、ドリルや校務支援サービスも付随しており、財源の問題から塾・習い事補助が難しければ、このようなオンライン動画学習サービスを充実させていくことも一案と考えます。聞くところによれば、本市は既にeライブラリというオンラインドリル教材を導入済みとのことでありますが、導入済みのオンライン教材の内容並びにそのほかの授業動画が見られるようなサービスも含め、見直しをしていくお考えはないか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市ではタブレット端末を導入する際に市内各学校の情報教育担当者を集めまして、どのような学習支援ソフトがよいかを話し合い、eライブラリアドバンスを導入することとし、現在活用しているところです。

このeライブラリアドバンスは、AI型ドリルや豊富なコンテンツにより、児童生徒の主体的な学びをサポートする学習支援サービスです。特徴は、自分に合った難易度の問題に取り組むことができ、AIが習熟度に応じて自動的に問題を選び、出題してくれる点です。小学生でも中学生の問題を解くことができます。また、その逆も可能です。学力向上が期待できるだけでなく、自ら主体的に学ぶ力を育むことにもつながります。

また、学習内容を動画を使って分かりやすく解説しているアニメーション教材なども用意されています。さらに、教師側にも児童生徒の学習の進度やつまずきの度合いなどが提供されますので、個人に応じたよりよい指導に生かすことができます。

また、茨城県教育委員会では小中学校それぞれの学年、教科、教科書別に授業動画を作成し、県のホームページにアップしております。これは誰でも自由に視聴ができ、予習や復習、自主学

習等に活用することができます。

今後、令和7年10月にタブレット端末の入替えを予定しております。その際、改めて学習支援ソフトの見直しも行う予定です。今回議員の御紹介ありましたオンライン動画学習サービスも含めて、市内の先生方と相談しながら児童生徒の実態に合った学習支援ソフトの導入を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 7年度からタブレットの買換えがあるということで、この前、市長会で、市長会の会長と私、一緒に行って、東京の国会議員の方に陳情してまいりました。牛久は早くて7年の下旬にはもうやるしかないということで、今から措置をしていないと大変なことになってしまいますので、早くその予算取りをお願いしますということで申し入れてございます。

その中で、今、教育格差というのが非常に問題になっています。例えば、一つの話では、さっきの給食もそうです。ランドセル、それから就学補助金とかいろいろなことでやっています。でもやっぱり教育の場面では、各自治体がいろいろな教育格差というのは、これは私たちも大きな寂しい思いでございます。ですから、そういうことのないように、これからの教育に関してお願いしますという話をしてまいりました。

そういうことで、やはり、日本のどこへ行っても同じ平等な教育を受けられる環境をつくるというのは、これは国、そして今、国がいろいろな子供たちにもやっていますが、健康に関しても、教育に関しても、これからも市長会を通じて、また、様々な団体を通じて、要望しているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○15番 伊藤裕一 議員 今後も教育格差の是正並びに教育環境の充実に取り組んでいただけますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、15番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

午後0時28分休憩

午後1時34分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 改めまして、こんにちは。無会派の山本伸子でございます。

最初に一言お断りしておきます。通告はですね、市長の公約多岐にわたっておりますので、かなりボリュームが多くなってしまいました。途中割愛する部分があるかと思っておりますので、よろしく御了承いただきたいと思っております。

市長は2期目の立候補に当たり、1期4年の経験を生かして、次の4年へと、さらなる次の発展に向けての取組を表明されました。そして、その具体的なものとして、牛久シャトー、エスカード牛久ビルの2つの復活と、新たなまちづくりへの挑戦として8つに上る挑戦を掲げられました。今議会が市長改選前の最後の議会になることから、この2期4年間の公約に挙げられた政策の成果を総括という意味で質問させていただきます。

まず、2つの復活です。牛久シャトーについて伺います。

1期目では、牛久シャトーの賃貸借契約をオエノンホールディングスと結び、牛久市がシャトーを借り受け、第三セクターの牛久シャトー株式会社を設立し、運営及び維持管理を行う仕組みをつくりました。2期目では、魅力的な飲食店の誘致を進め、市内業者との協力を強め、市を代表する観光拠点・文化拠点としてにぎわいを取り戻し、新たな時代にふさわしい姿で復活させるという計画でありました。しかしながら、思いも寄らぬ感染症の影響は大きく、飲食業も観光業も軒並み打撃を受け、そのスタートは困難を極めることとなりました。

そもそも牛久シャトー株式会社を設立した目的は、国指定の重要文化財を後世に受け継ぐため、施設等を有料で賃借または自ら営業活動を行い収益を上げ、文化財の維持管理経費を確保することでした。それが、2万人余の市民からのシャトーの存続を求める署名に応える牛久市の選択であった、そう認識しております。

その後、長引くコロナ禍の影響もあり、当初の方針であった独立採算での運営を変更せざるを得ず、経営安定化とする補助金を2回にわたり支出することとなりました。

こうした経過を経て、にぎわいを取り戻し、新たな時代にふさわしい姿で復活させる取組としては、茨城農芸学院との連携のほか、酒造免許を取得し、牛久市産ブドウを使ったワインの製造販売も行いました。また、様々なイベントやマルシェが行われ、少しずつにぎわいが戻りつつあるのは実感いたしますが、いまだ牛久シャトー株式会社の設立当初の事業計画と収支見込みには到底及ばない状況です。

その要因は、コロナの影響が大きいとはいえ、社会情勢に合わせた経営改善のため、牛久市が株主として経営体制の見直しを図ることは、そこに市民の貴重な税金を投入した経緯も含め、必要であると考えます。

前議会の同僚議員の質問に対して、地域の方々からも一層親しまれ、気軽に立ち寄ることができるとの方策として、イベントの開催状況、こちらについては御答弁されておりましたので、今回私の質問では、イベントの開催支援ではなく、牛久シャトーの販売力を高めるといった面では市がどのように関わっているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市では、牛久シャトーへのにぎわいの復活と、牛久シャトー株式会社の経営安定化の面から、積極的な支援を行っております。

支援内容としましては、行政には経営ノウハウがないことから、他の民間事業者の事例や、他の事業者からいただいたアドバイス等を基に、牛久シャトー株式会社に対しまして、進言・提案する事項や、市が直接関係団体等に対し営業活動・PR活動等を行っております。

イベントを除くこれらの取組の一端としましては、牛久シャトー株式会社の経営安定化の面では、ワイン、ビール等の販売力強化につながる取組として、積極的に関係団体等への働きかけを行っております。

ビールの受託製造を行うOEMについては、牛久市からも営業活動の実施に対する提案を行い、牛久シャトー株式会社自らが協議を行い、関東鉄道株式会社の創業120周年記念ビールの開発・販売に至っておりますが、このほかにも、他市町村への働きかけや、牛久市に関連する企業等には牛久市側からも積極的に売り込みを行い、これをきっかけとして、現在も牛久シャトー株式会社が複数の会社等とOEM受注の協議を行っているところとなります。

また、牛久シャトーで製造しているワイン、ビールの販売拡大の面では、茨城県や県内企業等への働きかけを行っており、本年2月からは、水戸市のときわ邸においても、新たに牛久シャトービールの取扱いが開始されております。

先日、牛久市議会に御協力をいただきましたG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合における牛久シャトー株式会社のワイン、ビール、発泡酒の提供に関する要望活動も、こうした取組の一環で行ったものとなります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ところで、当初の契約により牛久シャトーの賃借料、年間5,544万円を、牛久市は牛久シャトー株式会社に対し3年間猶予をしてまいりました。しかし、経営状況を鑑みると、果たして猶予ということでは今後乗り切っていけるのでしょうか。オエノンとの賃借料の軽減に向けて協議は行っているようですが、直ちに見直しを進めることは困難であるとするならば、賃借料を牛久市が負担するという考えはないのでしょうか。

改めて申し上げますが、私は、牛久シャトー株式会社の設立には反対をいたしました。しかしながら、設立をすると決定し、進めることになったからには、経営が安定するよう取り組まなければならないと思っております。ですので、今までのように猶予とした対応をいつまでも続けるのではなく、牛久シャトーを市のランドマークとして借り受けたのですから、その賃借料はシャトーを復活させるための投資であると考え、市が負担をと申し上げているものです。

以前、同様の質問をした同僚議員への答弁では、「賃借料の免除となれば、その財源は税金となるので、今後の経営状況を見ながら慎重に結論を導いてまいりたい」、そう答弁されております。私は今回、賃借料の免除ではなく、投資と捉え、賃借料を市が負担するお考えを伺うものです。

投資がなされるのは、それで生産的な活動が行われ、その結果として、将来、より大きな果実がもたらされると期待するからであり、それはすなわち牛久シャトー株式会社の収益を上げることでもあります。費用とだけ捉えていたものを投資と捉え直し、今、投資費用をかければ将来リターンが得られると考えれば、費用、つまり税金を使うことの意味が変わってくるのではないのでしょうか。御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 牛久シャトーの賃料が牛久シャトー株式会社の経営を圧迫していることは、市としても認識しておりますが、この賃料を牛久市が負担し、牛久シャトー株式会社の賃料債務を免除するという場合には、その財源は税金となることから、今後の経営状況等を見極めながら、慎重な判断が必要になるものと考えております。

したがって、本市といたしましては、現時点において、新型コロナウイルス感染症の収束、経済活動の回復に伴い、今後、牛久シャトー株式会社の収益がどの程度回復するか等を見極めながら、現在の猶予での対応を継続するのか、または見直しを行うべきかなど、将来的な賃料の取扱いについて、検討を進めてまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 前の答弁とほとんど同じ答弁でございました。

財源は税金になると殊さらおっしゃいますけれども、牛久シャトー株式会社を立ち上げた9,500万円の出資、あとはエスカード牛久ビルを購入した8,800万円、そして今、管理費として約1億円かかっております。これも全て税金で、殊さらこれだけを税金と強調するのが私には理解しかねるところでございます。

では、少し視点を変えて市長に質問させていただきます。

牛久市が賃借料を猶予した場合、牛久シャトー株式会社の財務上は負債として処理されます。したがって、牛久シャトー株式会社を財務書類から判断すると、多額の負債を抱えた企業となり、これは企業側にとっては、信用が低下し、その他の企業間の取引や、先ほど申し上げました酒造免許、こちらの関係で不都合が出るのではないかと心配する専門家の声もあります。収益が上がらない状況下で、結果的に負債の増加につながってしまう猶予という方法では、牛久シャトーの改善、そして復活は遅れてしまうのではと思われまいます。その点については、市長、どうお考えでしょうか。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この牛久シャトーは、全て私はコロナのせいにはしたくないのですが、ただ、私が2期目就任してから半年目にこういうことになってございまして、そういうことで、コロナばかりではないのですが、やはり影響は大きいものはございました。ただ、これはやっぱり、目的は、そういう状況になったとき、オエノンであそこをずっと開けない、閉まっていたということで、いかにして門戸を開けるかということを私たちは考えながら、なおかつ、あそこを有利に使うためにどうしたらいいか。目的は、牛久シャトーを牛久のシンボルとしてどのように活用して、それでなおかつ、私たちの大きな対価も得られるではないかということでやってまいりました。そういう中で、その中には方法はいろいろと、先ほど山本議員も言われましたように、5,500万円、どうなのか。そういう援助ではなくて、投資だという話もございました。今まさしくやっているのは、それを入れながら、いかにしてその経営の改善をしながら、どうやっていくかという話をしてございます。私は、そのたどり着くところにもいろいろな方法があると思っています。今まさしくその方法を私たち模索してるのかなど。

そして、一番この牛久市に利するものは何かということ、今私たちは、いろいろな角度から

見ながら、そして、最終的にはどのような方向に進んだらいいかということは、これは、皆さん、それから私たちも関心があるというか、大事な責務でございます。そういう中でこのシャトーを私たちはいろいろな角度から考えながら、そして、これから運営に対して、いろいろと意見を交わす必要が私はあると思います。

本当に今5,500万円余のお金を使っていますが、ただあそこに固定資産としても3,300円ぐらい入ってるかな。固定資産でね。そういうこともあります。だから、いろいろな条件がありますから、その条件をクリアしながら、そして、私たちはこのシャトーをどのように活用するか、復活させるかというのが、いろいろな選択肢の中で答えを出していくということが、一番今大事なことなのかな、そういうところで議論をいろいろ交わすべきなのかなと思っております。

確かに酒税のほうもさんざん言われています、社長、どうしますかという話を聞きます。でも、酒税が今ますます低くなったら、完全にシャトーは経営的に成り立っていませんから、私はそういう面では全力を尽くして、そういう関係方面に働きをかけているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、2番目のエスカード牛久ビルについて質問いたします。

市長1期目においては、イズミヤ撤退後、地下1階の駐車場から3階までの床を市が購入し、イズミヤ撤退に伴う敷金返還については、市が牛久都市開発株式会社に4億円を貸付けることで課題を解決し、ビル全体の再整備が可能となった実績が挙げられております。そして、2期目には、テナントの誘致活動や、4階を前提とした公共的利活用を検討し、新たな付加価値をつけ、復活させるとしています。しかしながら、いまだ3階、4階は空き床のままです。

そこで改めて、4階の地権者の床と1階の市の所有する床との交換の進捗について伺います。

床交換の協議に入って既に3年がたっております。商業ビルは、空白の期間が長引けば長引くほど再生のハードルも高まるとして、4階の実施設計業務と交換業務を並行して進めたとの御答弁も以前ありました。しかし、結果として、床交換が成立しない現在は、なお一層、再生のハードルが高くなっていると思わざるを得ない状況です。床の交換の現状について伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 エスカード牛久ビル1階床と4階床の交換につきましては、牛久市から牛久都市開発株式会社に対し、交換協議の申入れを行っており、権利者側の取りまとめについては、同社が中心となって進めております。

これまで、令和3年2月の共有者協議会において合意をいただき、各権利者との交換契約手続を進めております。

現時点におきまして、交渉中のことであり、詳細な内容についての回答は控えさせていただきますが、いまだ同意をいただけていない方から、本年9月末日をもって、床交換契約に合意する旨の念書の提出がなされている状況です。

交換契約につきましては、エスカード牛久ビルの活性化の取組の一つとして進めております。

各権利者の方々とエスカード牛久ビルの活性化についての協議を進める中で、様々な御提案を受け、その中で、牛久市が進める、エスカード牛久ビルの活性化、牛久駅西口の利便性の向上と、民間事業者が検討している事業とが、互いに協力していくことで、牛久駅西口周辺地区のさらなる活性化につながるという提案もなされております。

エスカード牛久ビルの復活、牛久駅西口周辺地区のさらなる活性化につきましては、容易に進むものではありませんが、様々な御意見、御提案をいただきながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは関連で、今年度までのこの牛久駅西口地区の都市再生整備計画、こちらの対応について伺います。

国からは令和4年10月、議会での審議状況や床の交換交渉に時間を要している点を考慮し、整備時期の精査を行い、令和6年度以降の次期計画について整備を検討するよう指導を受けていると伺っております。

議会での特別委員会での審議は終了したものの、床の交換交渉にはまだ時間を要するとなると、この整備時期及び令和6年度以降の次期計画の見直しはどのようなのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 エスカード牛久ビルへの公共施設整備は、用途変更を含む既存施設の改修であり、工事の難度が高く、駅に隣接しているため周辺地域に配慮した整備工事が必要となることから、事業費も高額となり、国庫補助金の活用は必要不可欠となります。

補助金の活用に当たり必要となる次期都市再生整備計画の策定に当たりましては、必須となる基幹事業の調整や、昨今の工事単価の上昇に伴う実施計画の見直しが必要となることから、これらを総合的に勘案しますと、令和7年度以降での整備となるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 2つの復活です。牛久シャトーの賃料が、牛久シャトー株式会社の経営を圧迫しているけれども、市が負担をした場合はその財源は税金となるので慎重な判断が必要ということです。そして、今のエスカード牛久ビル、こちらについては、事業費が高額になり、実施計画の見直し、令和7年度以降という御答弁でした。いずれにしてもこの2つの復活は容易に進むものではないということで理解をいたしました。

それでは、次の新たな8つの挑戦についてお尋ねいたしてまいります。

1つ目は、ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化についてです。

人口増の鈍化要因として、供給できる土地の減少があり、人口増の流れを引き戻すため宅地化を検討します、と公約にはうたっております。この4年間でのひたち野地区の宅地化の取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 ひたち野地区に隣接する市街化調整区域の宅地化につ

きましては、ひたち野うしく中学校の開校や継続する宅地需要に対応するため、茨城県と協議を始めたところ、当初は市街化区域編入に対し県も難色を示しておりましたが、市長自ら県へ要望活動を行ったことで大きく県の意向も変わり、市街化区域に隣接する地区で開発候補地の検討が始まりました。

その後、令和元年にひたち野うしく中学校の北側約10.6ヘクタールの地区において、組合施行の土地区画整理事業を実施する方針が決まり、地権者を対象としたまちづくり勉強会の開催、地権者組織である発起人会の発足、さらに全ての地権者から同意を得まして、土地区画整理準備組合が発足され、事業協力者と協定書を締結し事業計画の作成等を進めているところでございます。

現在、市といたしましては、令和6年3月を目標にひたち野うしく中学校と当該地区を含む約16.2ヘクタールの市街化区域編入を行うため、国・茨城県と協議を行っております。

今後のスケジュールとしましては、市街化区域編入後、茨城県より組合設立の認可を受け、令和7年度に工事着工、令和11年の換地処分に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今回の御答弁で、市長自らの県への要望活動が実って宅地化が進んだということで、市長がお骨折りいただいた、それで実現した経緯を理解いたしました。

そこで確認いたしますが、令和3年度、環境建設常任委員会の中で示された総事業費20億円、市の負担額が2億円、そして、住宅戸数320戸、約1,000人の人口増とした数字、これに大きな変化はないのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 事業費、それから予定している人口に関して、今のところ大きな変更はございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ひたち野地区のまちづくりにおいては、都市計画マスタープランに課題として2点挙げられております。1つは、次世代を担う若者、子育て世代が、将来も安心して暮らせると感じられるまちとなることが必要だという指摘です。いま1つは、成熟したまちの景色と自然の景色が共存する風景を地域の特性として生かしていくことが必要とあります。この2つの課題を、今回の宅地化の計画にどう反映させていくのでしょうか。また、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、今もこの地域では地区計画を定めておりますが、新たな宅地では地区計画はどのようになるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 東獺穴地区に関しましては、都市計画マスタープランに記されている地域の特徴・課題に対応するため新たに地区計画を定める予定となっております。

内容といたしましては、敷地の細分化を防止し、周辺の自然や景色と協調した緑豊かなゆとり

ある良好な住環境を確保する住宅地区A、日常的に利用する生活サービス機能を一定程度受け入れ、にぎわいと居住者の生活利便性を確保する住宅地区B、若者や子育て世代にとって魅力的な教育環境を実現するため、安全で良好な教育環境を確保する文教地区の3つに区分する計画となっております。

建築物等の整備方針といたしましては、基本的に隣接しておりますひたち野地区の地区計画と同様になりますが、最低敷地面積、建築物等の形態または意匠の制限、垣または柵の構造の制限を設ける予定となっております。

また、今回の土地地区画整理事業では、自然の景色が共存する住宅地を形成するために、地区東側の土浦市との境に既存の樹林地を利用した緑地を設け、それと一体的に公園を整備する計画となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 先ほど午前中の同僚議員の質問に、ひたち野地区に生涯学習センターというお言葉がありました。それに対して執行部のほうからは、どこの生涯学習センターを使ってもいいことになっているという御答弁ではありましたが、私はそういったものではないと思います。ひたち野地区は人気のある地域ですので、こういうところに、いわゆる生涯学習センター的機能、そして図書館機能、そういった公共サービスの整備をさらに進めて、将来も安心して暮らせるまちとしていくことが求められると考えております。

1、000人規模の人口増を見込み取り組む宅地化を進めるに当たっては、ひたち野地区全体のまちのデザイン、それは外観だけではない、暮らしやすさにつながる整備もまた必要であると申し上げ、次の質問に移ります。

2番目は、子育て環境のさらなる充実について伺います。

1期目では、高校生までの医療費の無料化や保育士の月1万5,000円の上乗せ補助を実現し、2期目では、さらなる充実として、通学路の安全確保や予防接種費用の助成拡大を図るほか、待機児童解消に向けた取組を進めます、としています。これらのハードとソフト両面からの子育て環境の充実は、着実に進んだと私も受け止めております。

一方で、少子化における子育て支援については、量より質の問題が昨今は言われております。受皿は整備されたけれども、その中身はどうかということです。

そこで、保育環境として、いわゆる不適切な保育への対応について質問いたします。

こども家庭庁が、昨年の保育所における不適切な保育の実態調査を行い、その結果、全国で914件確認され、うち虐待は90件であったということです。

そこで、市においても調査が行われたと承知しておりますが、対象となった施設と調査方法、調査結果はどうだったのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 不適切な保育については、静岡県裾野市の保育園において不適切な保育が行われていた事案が発生したことを機に、全国で同様な事案が相次いでいることを踏まえ、

国は、令和4年4月から12月までの期間においての不適切な保育の実態と対応状況を把握するため、自治体と保育施設に対して、それぞれ不適切な保育への対応等に関する実態調査を令和4年12月から令和5年2月までの期間に実施しております。

当市で調査対象となった施設は、市内保育園15園、認定こども園3園、小規模保育園3園の合計21園で、国からの調査票を各施設に配布し、市が回答を回収して県に提出する方法で調査を行いました。調査内容は、不適切な保育について子供一人一人の人格を尊重しない関わりなど、5つの行為類型を示し、該当する行為類型別の件数及び対応状況となっております。

当市におきましては、不適切な保育の事実が確認された事案は、なしという結果でしたが、全国の自治体においては、保育所で914件の虐待等の不適切な保育の実態が確認されており、また、茨城県知事の会見によりますと、県内では保育所で9件の報告があったという結果となっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今の御答弁では、市内の保育施設での不適切な保育と言われるものはなかったということでした。

しかし、この調査は、不適切な保育の言葉の定義が曖昧で、何が不適切保育なのか、施設によって捉え方にばらつきがあるという指摘もされております。それゆえ、東京都の江戸川区や新潟市では、不適切保育防止のためのガイドラインを策定し、具体的な事例の紹介や対応、未然防止に向けた改善策を盛り込んでいます。

市においては、不適切な保育をどう捉え、各施設に周知をしているのか。また、保護者などから相談があった際の対応はどうしているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 「不適切な保育」とは、虐待などが疑われる事案にもつながることから、昨今の保育現場において、不適切な保育の事案が多く発生している状況は、非常に深刻な問題であると認識しており、虐待等はあってはならないものと考えております。

こども家庭庁は、実態調査の結果、「不適切な保育」の定義や自治体等における取組・対応にばらつきが見られたことを踏まえ、令和5年5月に保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを策定し、不適切な保育の考え方を明確化するとともに、自治体や保育所等の対応を示しました。

市では、市内の保育園等に対して本調査の結果やガイドラインを踏まえて適切な対応を行っていただくよう、令和5年5月12日に、本ガイドライン等を配布し周知を行ったところであります。

また、保護者等から不適切な保育についての相談があった場合は、これまでも関係機関への連絡や事実の確認等、対応を進めてまいりましたが、本ガイドラインに基づき子供の安全を最優先に迅速な対応を行ってまいります。さらに、国は巡回支援の強化を進めており、市におきましても幼児教育指導員の定期的な保育施設への訪問を継続することにより、保育園等の状況を広く把握し、保育士等に対して経験を踏まえた助言を行うことで、未然防止に向けた相談・支援を行っ

てまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 では、巡回相談とかいろいろあると思いますが、ぜひ、丁寧な指導をお願いしたいと思います。

次に3つ目、新たな挑戦、3つ目の挑戦は、観光資源を活用した地域活性化として牛久沼隣接6市町村首長会議が設立され、今後、牛久沼の連携した活用が見込まれること。さらに、小川芋銭記念館、住井すゑ文学館、牛久城址への誘導を図り、観光客増による地域活性化を図ります、となっております。

都市計画マスタープランでも、戦略的で効果的なまちづくりのため早急に進め、牛久らしさを演出する施策として、牛久沼周辺の保存活用に積極的に取り組むことが言われております。散策路や桜並木の整備、アヤマ園のトイレと駐車場の整備などが行われ、また最近では、住井すゑ文学館の開館もあり、牛久沼周辺が牛久らしさを物語る場所として面的整備が進み、着実に市内外の方にも周知されてきていると感じております。

牛久沼隣接6市町村首長会議においては、龍ヶ崎市長の交代があり、道の駅の整備方針に変更が生じ、動きは進んでいないと伺っておりますが、牛久市においては、着々と牛久沼をめぐる歴史的、そして文化的な観光資源の整備が進められてまいりました。その結果としての効果、そして一方、これからの課題としては何があるのかを伺います。

また、観光客増による地域活性化となると、牛久沼の観光施設を巡るための足となるかっぱ号の刈谷城中ルートの見直しの検討がありましょう。現状では、午前2便、午後2便の1日4便しかありません。市内での生活の交通手段としての公共交通がある一方で、観光という視点で捉えた公共交通の御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 住井すゑ文学館は、平成29年度に住井すゑの旧宅と土地が御遺族より牛久市へ寄贈された後、耐震改修工事を経て、令和3年度に一般公開しました。住井すゑに関する文学資料を保護継承し、牛久市の文学への関心と理解を深めることを目的に整備し、周辺の小川芋銭記念館雲魚亭、河童の碑、牛久城跡など文化遺産を巡る拠点としても活用しています。

住井すゑ文学館は、開館以降も東海大学文学部と資料の整理調査を進め、共同研究の成果を反映した展覧会ははじめ、市所蔵資料の企画展示も加えると、年4回の展示替えを実施し、リピーター獲得にも努めています。

開館や展示について積極的に情報発信した結果、住井すゑ文学館についての報道件数は開館前の令和2年度が10件に対し、開館した令和3年度は38件、令和4年度は43件でした。

小川芋銭記念館雲魚亭につきましては、令和2年度は報道されませんでした。令和3年度が9件、令和4年度が5件と、住井すゑ文学館とともに広報した成果が数字にも表れています。

出前授業や現地見学、土曜カップ塾など学校との連携のほか、市内外の団体見学案内などの普及活動は、令和3年度11回、令和4年度22回実施しており、住井すゑ文学館の活用にも努めております。

来場者数については、住井すゑ文学館は、開館した令和3年度が4,884人、令和4年度が5,890人、小川芋銭記念館雲魚亭は、令和2年度が2,484人、令和3年度が3,949人、令和4年度が4,778人でした。

課題を挙げるとするならば、今後の来館者数のさらなる上積みであると考えます。さらに、住井すゑ文学館は、大型の展示ケースや美術作品にとって適切な温湿度環境が整備されていないため、小川芋銭作品112点をはじめとした掛け軸やびょうぶなど、市で所有する美術作品や歴史資料の実物による展覧会ができません。このような展示の限界により、来館者数の上積みが難しい状態であるとともに専門的な施設の設置も課題として挙げられます。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 観光交通につきましては、近年の観光客の個人旅行への移行や、旅行ニーズの多様化等により、観光交通の確保や改善は、各地域における課題となっているものと認識しております。

しかしながら、これまでの地域公共交通は、地域住民の日常における生活の足の確保を目的とする検討や対応に重きが置かれているため、地域に活力を送り込む観光と、その移動に欠かせない地域の交通を結びつけた施策等が十分でないまま、現在に至っております。

地域住民の移動のニーズと観光客の移動のニーズは必ずしも一致するものではありませんが、地域交通に観光客のニーズを取り込むことによって、地域住民の日常の足の下支えになることも想定されることから、観光という観点での地域公共交通の検討は、有益なものであると考えます。

牛久市の地域公共交通におきましては、要望なども多く、地域住民の日常の交通の確保・維持が優先課題とはなりますが、今後の公共交通の在り方等につきましては、観光という視点も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

今、観光という視点でお尋ねしてきたわけなのですが、この牛久沼周辺の観光施設の整備、ここには今御答弁いただいたような文化芸術課、そして商工観光課、政策企画課、都市計画課も景観計画などで関わっているとは思いますが、そうした点と点で整備されたものを有機的に結びつけ、観光客の増加につなげ、地域活性化というところまでには至っていないのではないのでしょうか。観光で地域活性化をするということが、経済の活性化になり、それは結果として市の税収となり、その税収でよりよい行政サービスが可能となる、そうした観光を通して経済の循環、経済の活性化を目指す取組を市内のどの部署が主体となり担っていくのか、お伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 主体となる部署はどこかということですので、総務部のほうでお答えさせていただきます。

経済の活性化という大きな目的を観光という施策で進めていく、目指していくというのであれ

ば、その主体となって担っていくのは商工観光課と考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 そうですね。商工観光課になるんでしょうね。

その商工観光課のほうですけれども、今観光振興事業計画というのは、ワインと食による観光振興事業計画、これがあるのみだと私は理解しているのですが、これは本当にシャトーに特化したような観光市振興計画であって、牛久市全体の観光振興計画というか、観光基本計画というか、そういったものはあるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 お答えいたします。

市全体の観光の計画というものは、作成はしておりません。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 私も調べましたところ、つくば市、土浦市、こういうところはしっかりと計画を立てて、そこに経済というものも位置づけて計画の中でつくっているようですので、今後そういったものも含めて検討していただきたいと思います。

次は、4番目、公共交通です。タクシー等を活用したデマンド型公共交通の導入を図り、移動手段の多様化を進めます、とした4つの挑戦について質問いたします。

デマンド型タクシーのうしタクが運行を開始し、かっぱ号とともに市民の足として大きな役割を果たしているからこそ、運行ルートや運行本数、また、運賃などに関して、市民の方から様々御意見があるところです。一方で、民間バスや民間タクシーも公共交通としてなくてはならない事業であれば、牛久市全体の中での移動手段、生活手段として共存することが求められましょう。

そこで、公共交通サービスの全体像について伺います。

牛久市地域公共交通計画では、地域の努力によって、誰もが移動手段を選択できる持続可能な公共交通体系を基本方針とし、路線バスやかっぱ号は市街地や郊外団地の市民に、その他の郊外地域ではうしタク、そして、うしタクが困難な交通弱者にはボランティア移送サービスの利用となっております。つまり、地域の協力や努力によって交通手段の充実を図るとしてはいますが、ここが何より難しいところではないでしょうか。

現在、ボランティア移送サービスは、8つの地区社協のうち3か所で実施していますが、残りの地区社協においても、必要性は感じていても二の足を踏む状況があるかと思います。

このボランティア移送サービス、この事業では、市の役割は車や保険などの財政支援、市の社協の役割は車両の調達、維持管理、そして、地区社協の役割は利用者の予約手配や車両運転士の手配、そして利用者の輸送となっており、現場での多くの役割を地区社協が担うこととなります。地域からの申出があれば、相談に乗り、市が支援を行うといいますが、どこまでを市民主体という地域の助け合いに委ねるのか、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 地域公共交通計画では、公共交通のあるべき姿として、市の交通

サービスと連携するものとして民間の交通サービスを位置づけております。

地域公共交通の体系を考えれば、当然に市の交通サービスだけでは成り立たないものであり、民間の交通サービスとの連携が不可欠となっております。この民間において支える部分を「地域の協力、努力」という言葉で定めており、具体的には、民間のタクシー、病院バス、企業バス、スクールバスなどがそれに当たります。

これらのほか、3つの地区社会福祉協議会にて実施していただいております、ボランティア移送サービスにつきましては、各地域のニーズに合わせたサービスとなっております、行政が支援する形とはなりますが、基本的には市民の皆様の自助、共助により提供される交通手段となっております。

これらの地域の協力、努力につきましては、決して、市が地域に委ねているものではなく、行政と民間が競合することなく連携していく関係と捉えております。

しかしながら一方では、地域の担い手が高齢化等により減少している状況もあることから、現在の公共交通の在り方が永続的に成り立つものか、将来に向けて、その時代の情勢に即したものとなるよう検討することも必要と認識しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 地域の努力というのは、民間で支える部分という意味なのですね。地区社協の移送サービスは市民の自助・共助により提供される交通手段ということで、私の認識とは違っておりましたが、ならば、なおさらのこと、市民の自助・共助に委ねて提供されているボランティア移送サービス、これが持続可能な交通手段となり得るのか、よくよく検討する必要があるかと考えますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、5番目の挑戦、安心安全のさらなる充実について伺います。

公約には、牛久消防署の建て替えが計画されており、防火体制・救急体制を再構築し、効率化を図ります。また、防犯カメラの設置を進めます、となっております。

そこで、安心安全という観点で、防犯カメラの設置について質問いたします。

平成28年から、警察と協力し、防犯カメラは人通りが多い重点地域を中心に計画的に進めており、設置数は県内トップクラスとの実績がうたわれております。この重点地域や道路交差点、公共施設などへの防犯カメラの設置状況、設置数についてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 平成28年6月に牛久警察署と街頭防犯カメラ設置に関する協定を締結し、警察と連携しながら街頭防犯カメラの設置を進めております。重点地区は、警察の指導の下、牛久駅東口交差点、刈谷大橋交差点やひたち野東交差点など、主要道路の交差点に22か所の設置場所を計画しました。令和4年度までに設置した箇所では、さきに述べた3か所を含め、栄町、みどり野地内交差点など15か所で24基設置しております。

今年度は学園都市南入口国道6号と国道408号の交差点の場所に2基設置予定でございます。来年度以降につきましては刈谷、みどり野、東みどり野や田宮町地内の主要交差点6か所に警察

と調整の上、順次設置していく予定であります。

また、現在までに主要道路の交差点も含め、駅周辺・駐輪場・駐車場・公園等に合わせて352基設置しており、茨城県内では上位となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 牛久市では近年、空き巣が減少傾向から増加になっていると言われております。私も近隣の住宅で空き巣の被害、また未遂となるような事案が発生したと耳にいたしました。

そこで、自治会や町内会などの組織が防犯カメラを設置する際に助成をしている自治体があります。地域ぐるみで防犯対策を行っている自治会の活動を支援する目的のこれら補助金で、地域の防犯力が確実に向上しているとも言われております。県内では、神栖市、龍ヶ崎市、笠間市、つくば市などで助成制度を設けているようです。

牛久市における近年の空き巣の発生状況と、そして、地域の防災力を向上させるためのこの防犯カメラ設置の助成制度についての御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市内における近年の空き巣を含めた住宅侵入窃盗件数ですが、平成30年は70件、令和元年が44件、令和2年が35件、令和3年が47件、令和4年が24件で減少傾向にあると思われませんが、安心できるものではございません。

防犯カメラは、犯罪発生時の犯人検挙や平時における犯罪抑止、加えて災害時における情報収集に役立つものでありますが、一方で個人のプライバシー等の問題もあり、個人情報への取扱いには十分注意する必要があります、今のところ助成金については考えておりません。

住宅侵入窃盗に関しては、茨城県警において、今年度より3年程度かけて県内でモデル地区を選定し、防犯カメラを必要数設置することにより、犯罪抑止効果を検証する事業を進めようとしております。牛久市においてもこの候補地となっております、今後の犯罪抑止のため、県警に協力していく予定であります。

市としましては、総合的な防犯対策として、さきにお答えした防犯カメラの設置に加え、各行政区からの要望により防犯灯を設置しており、今後についても引き続き、行政区からの要望によりできる限り設置していく予定であります。

また、牛久市防犯連絡員協議会や牛久警察署が事務局となっている牛久地区防犯協会など、市民により構成されている防犯関係団体と牛久警察署と共に、防犯に対しての意識を高めてもらおうと防犯啓発キャンペーンを実施するなど、今後も住宅侵入窃盗を減らせるよう防犯対策について努力してまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 分かりました。

続いて、6つ目の挑戦には、特に老朽化した既存団地の生活道路を、改修年次を決め、計画的

に進めます、となっております。

具体的にこの事業に該当する既存団地はどれだけあり、どのような改修を行ったのでしょうか。4年間で計画的に進めた主な改修事業についてお示しください。また、財源として市は毎年どれぐらいこちらに予算化をしているのかも伺います。

○諸橋太一郎 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 この事業に該当する既存団地とは、昭和40年代・50年代に民間事業者による宅地開発により、蓋のない側溝が設置された場所が多くある団地となります。造成から数十年経過し、老朽化が進み、ひび割れや破損、地盤沈下などにより勾配が取れず、側溝内に雨水が滞留してしまう箇所が点在する状況です。

主な改修の内容としましては、蓋のない側溝を蓋つきの側溝に入れ替え、道路と側溝の高さが同一となる構造とし、側溝の上を通行できるようにすることで、道路幅員を有効に活用でき、歩行者と車両の距離をこれまで以上に確保し、以前よりも安全に通行できるようにするものです。近年では、上池台、つつじが丘、むつみ、松ヶ丘、東岡見、小坂団地、下根ヶ丘の7行政区で整備を実施しており、市民の皆様から「道が広がった」「きれいになった」「段差がなくなった」などの御意見をいただいております。

次に、この事業の財源でございますが、平成30年度に新設された国の交付金制度を活用し、交付要件を満たす団地の整備を進めており、歳出については年度ごとにばらつきがあるものの、直近の4年間で平均すると1年当たり5,000万円程度の予算を計上してございます。

また、交付金の交付要件を満たせない団地のうち浄化槽により生活排水を処理している東岡見、小坂団地については、一般財源により、こちらも直近の4年間で平均すると1年当たり1,000万円程度を計上しており、合計で1年当たり約6,000万円を予算化しております。

今後においても、地区により交付金の対象とならない箇所もございますので、一般財源での事業実施について関係部局と協議調整し、財政状況などを考慮した上で、交付金制度の活用と併せて計画的に整備を進めたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、7つ目です。この7つ目の挑戦は、奥野小、牛久二中の将来的な児童生徒数減少による小中学校存続を図るため、奥野にある義務教育学校化について検討を進めます、とする公約です。

小規模特認校としてスタートし、その後、義務教育学校化になり、一体型校舎の建設が今後進められていくことになっております。

奥野地区は地域とのつながりも深く、地域利用エリアとして施設管理可能なエリアも設けてあり、段階的に地域開放に使える特別教室が配置されていると説明でも受けました。今後どのような活用を想定して地域開放をしていくのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、新しい学習指導要領では、地域と学校の関係づくりや、社会に開かれた教育課程をうたっております。この中で、学校運営への参画を推進する取組が、地域とと

にもある学校づくりです。これは、学校運営や学校教育の充実・改善にもつながるもので、コミュニティ・スクールという形で推進しております。

一方で、教育支援活動を推進する取組が、地域学校協働活動と言われものです。牛久市の取組の具体例としては各学校のコーディネーターが仲立ちとなり、土曜カップ塾などを行っています。このような活動を通して、地域の大人たちのつながり合いや、地域の活性化も果たせるという意味で「学校を核とした地域づくり」とも言われております。

そのような中、おくの義務教育学校では、既に地域学校協働活動の独自の取組を先進的に始めており、地域の方が主導する形で、休日に学校の花壇整理などを行って来ています。

今回、おくの義務教育学校に新設される予定の地域活動室については、PTA活動や学校運営協議会で使用していただくほかに、地域全体で子供たちの学びを支える活動の拠点として、つまりは、学校を核とした地域づくりの本部として活用してもらいたいと考えております。具体的には地域で立ち上げた協働本部のメンバーにより地域活動室の鍵の管理なども全て行いながら、学校と調整した上で、いつでも自由に地域活動室に出入りしてもらい、活発な活動を展開していただくことで、この場所が地域にとっても活性化の核となればと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今御答弁では地域活動室の利用ということでしたけれども、いわゆる音楽室や図書室、そして家庭科室など特別教室というものの、こういったものの地域開放についての検討はされているのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在の設計の段階の資料を見ていただくとお分かりのように、1階の地域活動室に近い場所に図工室ですとか、今議員が御紹介していただいた特別教室を配置することで、地域の方々の活動の拠点となれるような今ハード的なレイアウトをしておりますので、広げていければなと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ひたち野小学校も今そういう形をしておりますが、ひたち野中も施設としてはなっているけれども、まだ運営まではいっていないということで、ぜひ、設備が整っているわけですから、その運営状況、運営をしっかりとっていただきたいと思います。

次に、おくの義務教育学校は、小規模の学校でも独自の特色を出して、地域の核として存続させるため、特認校としての成果が出ていることは、高く評価できると思います。

一方、市内にはほかにも学校施設があり、この平成31年に策定された牛久市学校施設長寿命化計画には、学校の老朽化状況の把握と、学校施設を取り巻く現状と課題、施設の整備方針と改善策が述べられております。

生徒が増加しているひたち野地区、過去30年にわたり減少が進む牛久・岡田地区、そして、人口減少が進む奥野地区と大きく異なる3つの地域ごとの整備方針があり、この中で、市長の公約でもあった奥野地区での小中一貫校化が進められてきたわけですが、それでは、残りの2地区、こちらでは具体的にどのような整備が進められていくのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 学校施設の整備方針としましては、築40年を過ぎ、老朽化した学校施設の長寿命化改修を優先的にを行うことを考えています。

この方針の下、ひたち野地区では、老朽化が進む下根中について、今年度に耐力度調査を予定しており、順次、長寿命化改修する計画としております。

一方で、牛久・岡田地区については、下根中の長寿命化改修の進捗によりますが、同じく老朽化が進む神谷小を個別施設計画のとおり長寿命化改修する計画をしているところです。

両地区の施設に関しては、長寿命化を進めてまいります。その中では、児童生徒数の増減を注視しつつ、将来的に減少傾向が続く場合には、教室配置の見直し、空き教室の利活用または地域への開放や減築など、施設と学校を取り巻く現状を踏まえまして、様々な検討を行う必要がございます。

なお、牛久市学校施設長寿命化計画につきましては、今後の多面的な変化を把握し、継続的に計画の見直しや改善を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、最後の8つ目の新たな挑戦は、高齢者の元気で安心な暮らしについてです。

地域ぐるみで認知症予防を実施します。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制を充実させます、とした公約です。

認知症は、高齢化に伴い起こる症状であれば、認知症になっても地域で暮らし続けられる、そのための取組こそが必要だと考えます。認知症のみならず、高齢者が身近な地域で社会参加ができ、支援が受けられる体制整備は、まだ道半ばであると感じております。

そこで、小学校区ごとの地区社協について質問いたします。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、牛久市地域福祉計画が策定されており、この中で、地区社協は新たな支え合いの基盤と定義しています。平成22年から小学校区での地区社協の取組が始まり約10年、この間、地区社協の拠点づくりも進められ、様々な取組が行われてまいりました。

しかし一方で、当初からの予算一律年間70万円、この金額は変わっておりません。この70万円は、社会福祉協議会からの50万円と市からの20万円が財源となっておりますが、この金額の根拠について伺います。

そして、地区社協によって世帯数も違い、活動拠点のある・なしや、活動内容によってかかる経費も変わってきています。設立から約10年が過ぎ、活動が多様になってきた現在も当初と変わらない一律の補助金の在り方については、見直しをする必要があるのではないのでしょうか。物価高騰による経費の増加、コロナ感染症対策のための経費などの対応に現場は追われております。それでも変わらず一律の補助金とするならば、自助努力として収入を獲得するための方策を講じなければならぬのでしょうか。地域福祉の担い手として、ほとんどの方たちが無償のボランティアで活動している現状で、活動をさらに充実させる一方で、経費の削減の努力をするように求

めるのでしょうか。

誰もが幸せに暮らせるまちをつくるためとする計画の基本理念を実現させるために、行政として支援できることをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 地区社協は、行政区域を超えた地域課題の解決に向けて包括的な生活支援体制を構築するための新たな支え合いの基盤として、小学校区を日常生活圏域として位置づけております。

市内の地区社協は、平成22年6月より順次設立され、平成25年3月に市内8つの小学校区全てにおいて地区社協が設立されました。

地区社協では、地域のニーズに合わせ、独り暮らし高齢者の見守り訪問活動、児童登下校の見守り活動、小中学校との連携及び交流など、自主的な地域活動を行っていますので、その活動を支援するために市及び市社協より、平成24年度から計70万円の助成金を交付しております。

助成金額の根拠ですが、地区社協設立当初、地区社協運営の先進地の取組状況や補助状況等の情報を収集し、活動を実施するために必要な運営費を検討した結果、1か所当たり活動費として50万円を市社協から、事務費相当として20万円を市から、合計70万円を助成することとしました。

設立から10年以上が経過し、各地区社協において、それぞれ特性を生かした活動内容となり、拠点の有無も様々であることから、活動を支援する今後の助成金額の見直しにつきましては、市社協を通じて各地区社協の会長等の御意見や御要望を丁寧に聴取した上で検討してまいります。

また、市では、市民の声を福祉課題として整理し、牛久市地域福祉計画を策定しています。4つの目標の一つに、「支え合う地域社会をつくる」を掲げており、その基本施策には「市民主体による地域を支える拠点・ネットワークづくりの推進」「地域福祉を支える団体との連携・協働の推進」「市民の地域福祉活動の支援」の3つの施策を柱に各施策を展開しております。この計画は3年ごとに見直しており、次回の見直しは令和6年度に行います。

市が地域社会を支えるためには、行政区をはじめ、市社協、地区社協、ボランティア等の関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた必要な支援を引き続き検討し、実施してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今、令和6年度の見直しということは、その補助金に関してもそれまでには見直しというのが行われるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 今年度中からいろいろ御意見をお聞きしながら、決めていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 それでは、丁寧なことも必要ですが、スピード感も必要だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、復活と新たな挑戦との公約に見る市長2期目の総括として様々伺ってまいりました。

では最後に、市長に、お時間10分残っております。お尋ねしたいと思います。

「チェンジからイノベーションへ」とも掲げた公約。これは、人口減少、超高齢社会の時代に打ち勝つためには、変革が必要であり、そのための政策を実行していくとした決意の表明であったと私は捉えております。

1期4年間ではチェンジには成功したと述べられておりましたが、では、この4年間でイノベーション、変革はできたのでしょうか。市長御自身は、この2期4年間を振り返り、どのように総括されているのでしょうか。御答弁よろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私の一番印象的なものでは、やはりエスカードが、私の1期目就任して1か月後にやめるという話を聞きました。そして、2期目の半年後にシャトーが閉鎖されるという話を聞きました。私の市長としての初めての仕事というのは、そういうことから始まったわけでございます。私もいろいろなことを公約に掲げながら、そしてこれからのことでやっていくという、それが一つのもので始まっていったということも現実でございます。

私は、常々標榜してございますけれど、まず牛久の利益ということを考えました。その利益に付するものは何か。施策にしても、いろいろな建物にしても、これが本当に牛久の利益になるのかなということから、私の施策、そして、2期目の仕事に入りました。ただ、2期目は、私は非常にこの半年後にコロナもございました。そして、シャトーもございました。そういうことで、まず私のいろいろな公約、まして市のイベントも多くのごことが中止になりました。その中でもやはり一番印象的なのは、コロナの中で成人式がございました。成人式が、他の市町村ではほぼ中止ということ、私もなりましたが、でも、その新成人の方の人生の大きなイベントで、こういう状況でできないというのが寂しいなど。それを考えるのが我々大人の責務できないかなということ、私は、いろいろな批判がありましたけど、でも、結果的に決行してよかったのかなと。やはりそのときも、大きな混乱もなくできたところでございます。

そして、いろいろな時間ができました。でも、その時間のことで私は、シャトーに対しても、文化遺産に取るようなことで、それはまさしく文化遺産を取ることの目的はやっぱり知名度、それから、補助金もございました。それをうまく使えることによって、牛久シャトーを活性化すると私は考えました。それが取れて。そして、そのようなことで、今、私は日本遺産を介して愛知県西尾市、それから萩市、それから、今、北広島市までいろいろなことで連携できないかなということ、その時間ができましたのでやりました。ビール作りも、何だかんだ言ってこれからも実を結ぶと私は確信しております。

そして、エスカードにしても、土地交換ということ、いろいろな説明はできないので、そのとき、土地交換で、ある人とは裁判に行ってしまうかなという話ございましたけど、でも、ある人とは、その中でまちづくりのこと、いろいろなことを話すことができました。こちらもこうですよ、こうですよと話をすると、その方にもいろいろな話を聞きまして、私たちが思い描かなかった提案をいただいたりしました。これは本当に牛久ではできない、牛久は相当何十億かかってもできないようなことを、その話によってできたのかなと私は自負しております。

ですから、この2期、1期のときもいろいろな課題、2期もいっぱいございました。そして、これからの牛久はどんなふうに進むのかなということを自分で描いております。やはりこれからも牛久の、僕は、スポーツにしても文化にしても、そして、この資源どのように今から使っていくのか。そして、一つ変わった牛久になるということを、私は常々職員にも標榜しております。

私は、既成に関していろんな取組、市の職員もございますけど、本当に地道なことをやっていますが、私は創造的な破壊というちょっと難しい言葉なのですが、僕は創造的な破壊というのを標榜していました。破壊ばかりではなくて、やっぱりいろいろなことを考えて、これはうち打ち壊すべきだなということも、私は必要なのではないかなと思います。私も為政者として、やはり、いろいろな法的なことを守る必要もありますけど、でももっと思い切った大胆なことをやるのが、私は必要なのではないかなということを思います。

これからも牛久市は、スポーツ・文化、そして何よりもこの牛久の人材。職員もそうです。市議会の皆さん、市民の方のやっぱり人材が豊かでございます。それを利用することによって、資源を利用することによって、もっともこの違った牛久の姿をつくらなければ駄目だと思っています。また見えるのではないかと私は思っています。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

2つの復活のエスカード牛久ビルと牛久シャトー、牛久のまちづくりにこの2つは大きな役割を果たしておりますし、また多くの財源を伴うことにもなっております。ただ、市長が2期8年間取り組んでいらしても、なかなかこれが復活とまではいかなかった。それが感染症の影響であるというのは十分承知しております。

しかし、これからの4年間、これは今まで以上に経済状況も含めて社会情勢が不安定で厳しくなるのは明らかです。その中で、今までと同じ取組方で復活ができるとは、私には思えません。全く新たな方法、方針でかじ取りをしなければ、この難局を乗り切るのには容易ではないと考えておりますが、市長は今後、この状況をどうしていかれるおつもりでしょうか。次のリーダーに委ねるのか、それとも、引き続き責任を持って担っていかうと思っておられるのでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は先ほど言いましたように、創造的な破壊ということで、既成の考えではなかなか今のシャトーにしてもエスカードにしても、そして行政に関しても、どこか異質なところがあります。それをどのように先を進めるかというのは、昔から伝統のものを継続するのも力です。でも、それを変えていく力も必要です。ですから、そういう物の考え方、これから私は行政にとっても大切な考え方。いつまでも石橋をたたいてたら、たどり着くときはもう完結してしまって、花がしぼんでいるかもしれない。そういうものではないということ、行政はもっと早くスピーディーに、そして、創造的なものをどんどん打ち出していかないと、埋没してしまうというか、魅力的なまちにならない。これが、私も、そして皆さんも、そして市民の方も多く抱くことなのかなと私は思っています。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 何かはっきり分からなかったんですけど、はっきりは分かりませんが、市長の任期、間もなくお迎えになると思います。今後の進退については、しかるべきタイミングで表明されるのかなというところで、この2期8年間の取組に、御尽力に感謝申し上げます。私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時5分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 公明党の鈴木でございます。通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、空き家・空き地等対策についてでございます。

空き家・空き地の管理不全による問題は、防犯、防災面、衛生面、景観面、危険性と、その近隣に居住している市民の方々への影響にとどまらず、市全体の都市計画にも影響を与えることとなります。ここでは、空き家・空き地、そして、いわゆるごみ屋敷の問題について取り上げ、本市としての現状の認識と対策、今後の展望について伺います。

まず、空き家問題です。

本年2月、牛久市建設部空家対策課より、牛久市空家ガイドブックが発行されました。市民に対する情報提供とともに、管理不全の空き家を発生させないための啓発活動として重要な役割を果たすものと認識しております。

一般的に空き家が発生する要因は、自宅の所有者が高齢になって、高齢者住宅に入居したり、子供の家に同居したりすることによるものです。特に、交通等の利便性のよくない住宅街で、その状況が顕著に現れます。

一方で、空き家は、適正に管理することができれば問題はありません。しかし、高齢化や遠方への移住、手間がかかる等、様々な理由により、管理し切れないという実態も浮かび上がってきます。

そこで、所有者が自分で適正な管理ができなければ、売却したり、賃貸したり、あるいは建物を処分したりすることも考えられますが、物置としての利用や他人への貸出しへの抵抗感、解体費用や固定資産税の増額といったお金の問題により、売却や賃貸、処分に踏み切れない状況もかいま見られます。もちろん空き家も空き地もごみ屋敷も、所有者や管理者が自己の責任で適正に管理するものであることが前提ですが、現実には適正な管理に至っていないものも多く見受けられ、

しかも、冒頭にも述べましたとおり、こうした管理不全のまま放置されている空き家・空き地等は、近隣住民の生活環境に大きな影響を与え、市全体の問題にも関わってきます。

そこで本市では、平成24年に牛久市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例を制定し、空き家対策に取り組むとともに、平成27年には国で空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、特定空家等の認定が定められました。さらに、増え続ける空き家対策として、特定空家等に認定される前段階での対策を強化するため、管理不全空家を規定し、固定資産税の優遇措置を解除することを盛り込んだ特措法の改正案が、現在、国会で審議されているところです。

それでは、まず、本市が把握している空き家数及びその地域的傾向を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 空き家数につきましては、総務省統計局が実施しております平成30年度住宅・土地統計調査によりますと、牛久市内には空き家が4,220戸あり、長期間にわたって使われていない戸建て住宅が1,420戸あるとされておりますが、本市では地域住民や行政区役員等による情報提供や、毎年実施している市内空家実態調査により把握している空き家数は、令和5年5月1日時点で805戸でございます。

特に空き家が多い行政区は、昭和40年代初頭から民間ディベロッパーや区画整理により開発された行政区で、空き家の数が50戸を超える行政区は、小坂団地74戸、刈谷72戸、東みどり野68戸でございます。

空き家の傾向に関しましては、平成29年度から毎年、空家実態調査を実施しております。

昨年度実施した空き家所有者等へのアンケート調査の結果では、空き家を所有・管理している方の年齢構成では、60歳代が15.4%、70歳代が25.6%、80歳以上の方が30.8%で、合わせますと約70%以上となり、60歳以上の高齢の方が多くなってございます。また、築年数では昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたものが、約38%です。

さらに、空き家となった経緯として最も多いものは、議員御質問にもございましたが、居住者が高齢になり施設等への入所や子供などの親族との同居等が43.3%、住所異動による転居が20.0%、相続が13.3%と、この3つの要因で約77%となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、次に、管理不全の状態とは具体的にどのような状態なのか。また、現在、管理不全と判断される空き家数及び地域的傾向についてお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 管理不全空家の状態とは、建築物が老朽化等により屋根材や建築部材が飛散したり、建物そのものが倒壊するおそれがあるなど、周辺的生活環境等へ悪影響を及ぼす状態のことであり、特に市民の皆様や行政区から多く寄せられる管理不全空家の状態としては、雑草の繁茂、樹木等の越境などが圧倒的に多く、次に多いものは、雨どい、軒天の損傷、剥がれ、瓦のずれ等に関するものとなっております。

次に、管理不全空家数は、令和5年5月1日現在69戸です。

地域的な傾向としては、先ほど答弁させていただいたとおり、空き家が多く存在する昭和40年代に開発された住宅団地のある行政区内に、管理不全空家も多く存在しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、管理不全空家に対する市の対応について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 管理不全空家に対する対応といたしましては、日常的に実施している職員によるパトロール等により確認されるものや市民等からの情報提供を受けてのものがございます。それらにつきましては外観等からの現地調査を実施いたしまして、その後、所有者等を特定するために、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項及び第3項で認められてございます税情報や戸籍情報を調べまして、まず初めに情報提供という形で、その所有者等にお知らせを送付してございます。

改善が見られない場合には、条例に基づく助言・指導等の文書による改善を促し、改善が見られるまで繰り返しの通知、また職員が直接所有者等の自宅へ訪問させていただきまして、空き家の管理の重要性、必要性をお伝えしてございます。

また、条例に基づく再三の通知や、職員による自宅訪問を行っても改善が見られず、かつ本市の特定空家等判断基準に該当する管理不全空家の所有者等に対しましては、所定の手続を実施した上で、特定空家等に認定し、国の法律に基づき、より強く助言及び指導等の行政措置を行い改善を促しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいま答弁にありました、条例による対応において、通知、助言・指導、勧告等、そうした市の行政措置に対応しないという、改善が見られないというのは一体どういうことなのか。具体的にその事例、全く通知をしたり助言をしたりしても無視をするのか。反応はするけれども何ら改善の措置を取らないのか。その辺について伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 管理不全空家等の対応につきましては、所有者等管理者への市条例による文書等の行政措置や職員による個別訪問を実施して改善等を促しております。

しかしながら、なかなか対応されない案件もあることは事実でございます。

対応されない事例といたしまして、所有者等が既に存在せず相続権者等の整理がされていないものや空き家等管理に対してそもそも無関心や経済的な理由も中にはあるものと思われま。

しかしながら、長期間未対応となりますと、空き家等の状態も悪くなり、特に地域の生活環境に著しく悪影響を及ぼす状態の空き家等も出てくることから、国の法律である空家等対策の推進に関する特別措置法による行政措置等の対応を実施しています。

法律では、最終的な手段として行政代執行を明記しております。当市では所有者不存在となった管理不全な状態であった空き家を特定空家等と認定して、略式代執行を過去3件行っております。

すが、空き家等の危険性の判断や個人資産という側面から、粘り強く折衝しながら慎重に進めているという状況でございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 特措法に従って特定空家に認定され、代執行が執行されるというのは、管理不全空家の中でも、ただいま御答弁にあったように、ごく一部です。

今後、先述しました特措法改正に伴って、管理不全空家が減少することを期待したいところですが、ただいまの答弁を伺うと、なかなか難しい実態が感じられます。

そこで、管理不全空家になる前に空き家の状況を察知する必要があります。先ほどの答弁でもございましたが、市の相談窓口の充実、近隣住民からの情報提供のみならず、市が積極的にパトロールを実施するなどして、管理不全に陥らないように、空き家の所有者や管理者に適正な管理をするよう個別に声かけをしてはどうかと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 空き家等の対策においては、空き家等が適正に管理され、それらが必要とされている方々へ活用される仕組みがよいと考えられておりますが、さらに、空き家になる前の意識づけもまた必要でございます。

現在の空き家管理の意識づけといたしましては、土地、建物を所有している全ての方への対応として、平成31年度から毎年、固定資産税納税通知書へ啓発チラシの同封などを実施しています。

また、市民や空き家等所有者等向けに意識啓発・情報提供として空家ガイドブックを改訂し作成し、また、ガイドブックには、「知ろう」空家の所有者・管理者、空家の現状、「備えよう」空家予防のポイント、住まいの終活、空家の相続登記、空家と税金、「管理しよう」定期的な点検、「活用しよう」空家の売却・賃貸、空家・空地バンクの利用、空家の解体などございまして、「頼ろう」近隣空家の困りごと、「各種相談窓口」と5つの切り口から整理しております。

空家ガイドブックは令和5年3月1日号の広報紙に併せて配布し、市役所のほか公共施設への設置、市ホームページから閲覧、ダウンロードができるようになっています。

また、家屋、相続等の専門的な相談に対しても、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県建築士会と協定を締結して各種の相談等ができる体制を整えております。ここでは専門的な相談のみならず、相続・家族関係等を通しての様々の生活の悩みまで語られているところでございます。このような相談会を通してさらなる空き家等の解消につながるものと考えております。

さらに、令和5年3月29日に牛久市シルバー人材センターと空き家等の自己管理が困難な所有者に代わって見守りを有償にて実施する制度として、牛久市空家等の適正管理に関する協定を締結したところでございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、引き続き、空き家問題にしっかりと取り組んでいただけれ

ばと思います。

次に、空き地問題について伺います。

空き地も空き家と同じく、その管理状態が問題となっております。特に、樹木や雑草の繁茂を放置することで、害獣のすみつきや害虫の発生、ごみの不法投棄、景観阻害、火災の発生等の問題を引き起こします。

本市では平成14年に牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例が制定され、空き地の所有者等に対する責務が定められました。

さて、空き地の所有者等の責務が果たされず、当該空き地が危険状態にあると認められるとき、または危険状態になるおそれがあると認められるときは、所有者等に必要な助言または指導することができると思いますが、ここにある危険状態とは具体的にどのような状態なのか。また、現在、そのような状態の空き地はどのくらいあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 牛久市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例第2条第1項第3号が定義する危険状態の空き地とは、雑草等が繁茂し、それが放置されていることにより、火災または犯罪等が発生するおそれがあるとき、人の健康を害し、または害するおそれがあるとき、廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき、その他著しく公益に反するときのいずれかに該当する場合となっています。

具体的には、人が管理することが不可能ほどの繁茂状態となり、例えばたばこの投げ捨てなどにより容易に火災が発生したり、人の目が行き届かない状態になってしまったとき、繁茂している雑草等により花粉や害虫が発生し、それにより健康を害するおそれのあるとき、繁茂している雑草等により、廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき、その他類似の状況があつて周辺的生活に不便を来しているときとなります。

条例第3条では、空き地の所有者や管理者は空き地が危険状態にならないよう努めなければならないと定めており、きちんと管理している、あるいは市に雑草の除去を委託している管理者の方がほとんどではございますが、中には危険状態になる、またはなるおそれがあるため、近隣の住民の方から除草してほしいという依頼が、年間およそ200件寄せられております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁だと200件あるということは、その200件が危険状態にある空き地と判断してよろしいでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 200件のうち、除草してくださいという通知を出したときに、8割ぐらいの方は対応して下さって、さらに、その残った2割の方にまた再度通知を出して、対応して下さる方が大体3割で、20から30件の方が対応をされていないというような状況になっていますので、それがイコール、危険な状態ということではないのですけれども、近隣にお住まいの方から、苦情というか、除草してほしいというそういったお願いがある空き地と

ということが大体30件前後ということになるかと思えます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 20件、30件は通知等に従わないということです。

条例では、助言または指導に従わないとき、さらに勧告に従わないときは、措置命令と続くと。こうした措置に従わない、先ほども空き家のところでもお話をしましたが、質問させていただきましたが、これはどういうことなのかという、そういう具体的な事例を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 その措置に従わないという具体的な事例と伺いますか、通知を出しても、ほとんどその通知に対して無視をされてしまうといった形で、雑草の、これが空き家とはまた異なる部分もあると思うのですけれども、法律とは違った部分ということで、雑草の除去をしてください、繁茂していますというような通知を何度か差し上げても、無視をして、それに対して対応していただけないといったようなケースになります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 条例ではさらに、当該空き地所有者等が、そうした正当な理由なく措置命令に従わないときは、公表することができる。さらに、公表された後において、なお正当な理由がなく、その命令に係る措置を取らなかったとき、行政代執行の規定が適用されるとありますが、実際、公表にまで至っている、あるいは至るであろう空き地所有者等、そしてまた、この代執行に該当する、あるいは該当するであろう空き地所有者等は、実際どのぐらいいるのか伺います。あわせて、当該空き地が危険状態であると認められてから公表や代執行に至るまでにどのぐらいの時間がかかるのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 議員御指摘のとおりなのですけれども、助言・指導の後ですけれども、条例の第4条で助言または指導することができると規定しておりまして、従わない場合には第2項で必要な措置を講ずることができる、勧告ができるとしています。さらに第5条で措置命令、第6条で氏名等の公表、第7条では代執行、第8条で代執行費用の送付について、それぞれ規定しているところでございます。

先ほど答弁させていただきました、近隣住民から通報のありました約200件ということで答弁させていただいたんですけれども、その中で約8割の方は対応していただいています、その中で2割の方は対応してくださらない。約1か月ほどたって再度通知を出すのですけれども、そこで2割の方、対応されていない方の中で7割の方には対応していただけないということで、それがおよそ30件ということで答弁をさせていただいたのですけれども、その後、雑草が繁茂したまま冬を迎えてしまって枯れ草になってしまった場合には、火災の危険性があるということで、こちらは消防署のほうから除草の依頼の通知を出していただいています。助言・指導までというのは、年間200件と、200件からその2割、200件等行っているのですけれども、その先の勧告、措置命令、氏名等の公表、代執行につきましては、現在のところ実施したことはございません。

これは以前、同様の質問を議会のほうでいただきまして、そのときに、現在のところ市内では勧告、措置命令、氏名等公表、代執行を行うに値するような危険な状態またはそのおそれがあると判断するような空き地はないというような判断にしております。現在のところもそれも変わっておりませんので、代執行には現在のところ至っていないというのが現状でございます。

今後、危険のおそれがあるような空き地が発生した場合には、状況に応じますけれども、雑草除去の助言・指導の対応を当然行った上で、同様の状態が5年以上続いて放置されまして、著しく危険な状態にあるというように判断した場合には、勧告、措置命令、氏名等の公表、代執行等、条例に基づき対応していかなければいけないと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 勧告、措置命令、氏名公表、代執行までは、まだ今までそうした措置は取っていないというお話でした。現実、そこまで危険状態にあると認識してないというか、評価してないということですね。市のほうはそういう状況であって、今のお話では、5年以上そうした状態が続いていけば勧告等に移行していくという話でしたが、現実、これは、その周辺にお住まいの近隣住民の方にとっては、非常に自分の生活に大きく関わる問題でございます。何かしらの対応をしないと、これが何年も放置されている状態というのは、その近くにお住まいの方にとっては大変な苦痛でもございます。ですから、この辺を、条例があるのであれば、そこを何かしらの工夫をして、さらに、この5年という目安というのはあるのでしょうかけれども、これを何か考えて、しっかりとその勧告や措置命令、あるいは氏名公表や代執行まで至るといこういう取組ができないのか、再度御質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 他の自治体の状況等、調査もしているのですがけれども、実際、他の自治体では、代執行まで行っているというような状況もございます。そちらの代執行まで行った状況というのが、例えば審査委員会を置いていて、そこで審査をしたりですとか、あとは危険な状態というものがどういう状態なのかというその判断をするための基準になるようなものを置いているというような自治体が、実際に代執行まで行っているというような事例がありました。

こちら代執行を行っていない理由として、条例があるにもかかわらずなのですが、まず、空き地の場合に、条例の上の法律、法的な根拠がないというのが代執行に至らないというような、一步踏み込めないというような状況になっているというのがありますし、対象土地の線引きが困難、基準が明確でない、基準をつくっていないというような状況もあると思います。あとは、土地の所有者が対応すべきというのが、これは大原則ではあるのですが、そういったところがありまして、他の自治体を研究する上で今、指導・助言、勧告、措置命令、代執行とありますけれども、そちらのそこに至るための基準というものの、判断基準になるようなものを検討する必要があるのかなというところには至っておりますので、そちらも今後、この条例を運用していく上で、どのようにしていくのかというのを検討していきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、一刻も早く判断基準を明確にさせていただいて、次の措置に移れるように期待しております。

空き地に関しても、こうした危険状態になる前に空き地の状況を察知して、積極的に市がパトロールなどを実施するなどして、空き地の所有者等に適正な管理をするよう個別に声かけを実施してはどうかと考えます。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 近隣にお住まいの方から空き地に雑草が繁茂していると通報があった場合には、該当の空き地を担当職員が確認をして、写真撮影をして、写真を添付した助言文書を所有者宛てに郵送しております。郵送後も確認をして除草されていない場合には、再度指導の文書を郵送したり、電話をしたり、訪問するなどしてはいるのですけれども、あらゆる手段を用いて所有者へ除草のお願いをしているのが現状ではございます。

また、県外など遠方に居住されている方が空き地を所有しているケースもありますので、市内除草業者一覧を送付するなどして除草を促すなどのこともしております。

その効果もありまして、今まで状況が変わらなかった空き地が除草に至るケースや、当市の雑草除去委託制度に申し込んでいただいて、解消につながった事例もございます。

議員から御提案があったとおりで、これは前年、前々年にその指導なり助言をした空き地をパトロールして、今年はどうなのかというようなそういった確認をするというのも有効な手段ではないかと思っております。

今後においても、消防署など関係機関と連携・協力をしながら、空き地の所有者に対して粘り強く除草をお願いするとともに、雑草除去委託制度への加入を促すことで、危険な状態またはそのおそれがあると認められるような空き地を解消できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、引き続き、空き地対策にもしっかりと取り組んでいただきたいとお願いいたします。

次に、いわゆるごみ屋敷問題について伺います。

周知のとおり、ごみ屋敷とは、明確な定義はありません。ごみが野積みの状態で放置された建物や土地のことを指しています。

ごみ屋敷で問題になるのは、悪臭やネズミ、害虫の発生や放火などの犯罪を誘引するなど、これもまた近隣住民に対して悪影響を及ぼし、さらに、それに伴う近隣住民とのトラブルにつながることです。

しかし、ごみ屋敷問題には難しい点があります。それは、そのごみにも所有権が存在し、第三者から見て、それがごみや不要物だとしても、所有者本人がごみではないと主張すれば、他人や行政が介入したり、強制的に排除したりすることは難しいということです。また、所有者自身が

抱えている複雑な事情もあります。高齢者であったり、地域から孤立をしていたり、あるいは経済的に困難である、判断力が低下しているといったケースが多いようです。

それでは、まず、いわゆるごみ屋敷に対する本市の認識と、本市で把握しているごみ屋敷はどのくらいあるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 議員御質問のごみ屋敷と呼ばれるものにつきましては、定義というのではないというお話ありましたけれども、一般的には、敷地や居宅内に物が積み上げられたり散乱するなど、適正に管理されていない有人の家屋、人が住んでいる家屋が該当するものと考えられます。

市内においても、管理不十分により近隣住民の方が御心配されている家屋を3件把握しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、ごみ屋敷に対して、本市ではどのように対応されるのか、伺います。あわせて、その対応の根拠となる法規制をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ごみ屋敷に対する対応ということなのですが、先ほど申し上げた現在把握しています3件についてどのような対応をしたかというところなのですが、まず、1件目の物件につきまして、敷地を囲むブロック塀が老朽化して道路側に傾いているというような状況でございます。それに対しましては、道路に傾いている、危険だということで、市のほうでカラーコーンや塀を支える棒を設置するなどの応急処置を行うとともに、修繕の依頼の通知を発送しております。いまだにそのままの状態になっているところです。また、その家屋なのですが、数年前からコンテナボックス等に入った様々なものが、敷地や隣の所有地まで大量に積み重ねて放置されているというような状況になっています。現地を確認して、居住者に物を片づけていただくようお願いをいたしました。積み上げているものはごみではない、家の敷地に置いてあるものだから言われる筋合いはないと言われ、聞く耳を持っていただけないような状況。ほとんど状況が変わってないようなところです。

2つ目の物件につきましては、玄関のちょうつがい外れて、物があふれているのが外から見えるような状態になっているそうです。所有者が別の方に貸している物件だということで、以前、雑草の繁茂と土地の管理についての改善の依頼通知を所有者宛てに送ったことがあるそうで、そのときには一旦整理していただいたというような経緯はございます。

3件目の物件につきましては、家の前の敷地に物が散乱しているような状態で、職員が訪問して話を伺ったところ、全て必要なものであるというようなことを言われたそうです。その方は片づける意思はあるのですが、なかなかできないということで、少しずつでもいいので片づけてくださいということでお伝えをしまいましたが、現在も片づいていないというのが現状であります。

このように、ごみではない、自分の所有物で自分の敷地にあるものだからと言われてしまうと、それ以上踏み込めないというのが現状であります。

この根拠になる法律ということなのですが、実際当てはまるものというのが、今、市の条例、多分あの法律にはないとは思いますが、市の条例を見てみたのですが、ごみの散乱防止に関して必要な事項を定める牛久市環境美化の推進に関する条例、環境の保全や創出についての基本理念を定めている牛久市の環境を守り育てる条例、公害の防止に関する責務を定めている牛久市公害防止条例等ございますけれども、いずれにも、いわゆるごみ屋敷と呼ばれているその状況を規制するような、管理するような条例にはなっていないのが現状であります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市で把握している、いわゆるそのごみ屋敷としては3件あるというお話でした。

敷の問題ではないのですが、他の自治体の中には、こうした明確な法律とか規制がなければ、独自に条例を制定して対策に乗り出しているという自治体の事例もございます。牛久市もこうした独自の条例を設けるべきだと考えますが、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 ただいまの御質問にもありまして、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、いわゆるごみ屋敷と呼ばれるものを規制する条例、法律はない、条例も現在のところないのですが、日本都市センターというところがありまして、そちらで2018年1月に、市・区を対象に、ごみ屋敷の発生要因についての調査というものを行っているようです。その調査によりますと、原因者が認知症であったり、心の病気であったり、地域から孤立していたりとか何かしらの問題を抱えているということが分かったそうです。条例をつくって改善の依頼をしても解決につながらないケースがあるということが分かったということです。

所有者がごみではないと言っているものを散乱させたり、ため込むのは、ただ物を捨てないからというだけではなくて、様々な要因が絡んでくるのかもしれないです。

条例の制定ということであれば、既に制定済みの市や区の条例等を参考に新たに条例をつくるなり、先ほど申し上げました既存の条例、そちらに新たな条文を加えるなどということも検討材料にはなると思うのですが、先ほど例として日本都市センターの調査結果を申し上げましたけれども、所有者がなぜ片づけられないのか、改善の依頼ではなくて、支援としてできるものはないのかというのも考えた上で、条例をつくるにしても、新たに条文を付け加えるにしても、関係する部署と相談、連携しながら模索していく必要があるものと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、このいわゆるごみ屋敷の対策も、引き続きよろしくお願いたします。

住民のよりよい生活環境は、安全性や保健性、利便性、快適性、持続性等が求められます。今

回は空き家・空き地、いわゆるごみ屋敷の問題について取り上げ、本市としての現状の認識と対策、今後の展望について伺いました。これらは、周囲に人のいない山の中の一軒家の話であれば、あまり問題になることはないのでしょうか。しかし、近隣住民と生活圏を形成している以上、近隣住民に対する配慮は欠かせませんし、また、必要な責任を負わなければなりません。

しかし、その所有者や管理者が適正な管理をせずに放置してしまった場合、近隣住民の安全性や保健性は保障されません。自己責任という原則や前提は当然のことながら、住民の生活を守るために、行政はその責務を果たさなければならぬと考えます。空き家・空き地等対策について、行政は何ができるかをさらに追求して取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。行政窓口のデジタル化についてでございます。

行政のデジタル化については、これまでも何回か質問してまいりました。そのうち昨年年第1回定例会では、書かない窓口について一般質問させていただきました。今回は、これにつきまして再度質問をさせていただくとともに、さらに次のステップとしての行かない窓口についても質問させていただきます。

書かない窓口とは、住民が申請書に記入することなく、住民票などの交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことです。この窓口では、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が、氏名や生年月日といった個人情報を確認し、書類を作成します。住民は、書類の記載を確認した上で、署名するだけになります。

全国の自治体に先駆けて、平成28年に北海道北見市が導入し、転入や婚姻などで必要な手続について、申請1件当たりの手続時間が二、三分短縮され、業務時間の削減につながっております。それはまたシステム構築にかけた予算を上回るメリットがあるとも言われております。また、住民にとっては、行政窓口で書かない、待たない、回らないで済むという大きな利点があります。現在全国で約70の自治体が書かない窓口の導入を進めており、最近でも、埼玉県深谷市や行田市、所沢市、栃木県足利市、静岡県藤枝市、県内でもつくば市や常陸大宮市で導入されております。

前回の質問の際、コスト面での問題が指摘されましたが、デジタル庁の発足に伴って、国も積極的に書かない窓口の導入を後押ししており、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しております。

そこで、市民の利便性の向上と業務の効率化に資する書かない窓口の導入に、本市も積極的に取り組むべきだと考えますが、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口については、デジタル庁においても推進しているサービスであり、導入すれば住民サービスの向上にもつながると認識しております。

全国的にデジタル化が進む中、デジタル庁では窓口DX SaaSシステムの仕様を検討しており、令和5年度には運用実証を行い、令和6年には全国展開していく計画です。

このような状況を踏まえ、書かない窓口の導入につきましては、現状の業務の見直しや窓口カ

ウンター数、職員の配置などといった環境の整備が必要と考えます。より効果的な運用ができるよう、関係各課と調整の上、引き続き検討を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいま答弁のありましたこの窓口DX S a a S、デジタルトランスフォーメーションのS a a Sの説明をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 窓口DX S a a Sでございますが、これは、デジタル庁が構築するガバメントクラウド、このクラウド上に複数事業者による窓口DXに資する機能、いわゆるアプリケーションを提供して、地方自治体はその機能を選択して利用することで、自治体窓口DXに取り組みやすくするという環境の提供を目指すものということでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 その窓口DX S a a Sに、書かない窓口というのは、想定している自治体窓口の一つかどうか、再度お伺いします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 この窓口DX S a a Sのアプリケーションにつきましては、当然のことながら書かない窓口の機能も含まれているものでございます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 デジタル庁が音頭を取りながら進めているものに、また、各自治体で自分に合ったサービスを選んでいくという、そういうのがこれから進んでいくということなので、そうした方法も一例だと思います。本来であれば、率先して牛久市がこうした書かない窓口を実現していただきたいと思います。

次に、行かない窓口です。

行かない窓口は、文字どおり役所の窓口に行かないで、自宅に居ながら行政手続きができるシステムです。オンラインです。現在でも自宅に居ながらパソコンやスマートフォンなどを活用して電子申請、届出ができるサービスがありますが、コンビニ交付サービスも、いわゆる市役所の窓口に出向かなくても住民票の写しや印鑑登録証明書、所得証明書を取得することができる、行かない窓口の一つかもしれません。

こうしたサービスを拡充して、様々な行政手続きが手元のスマホで完結できるようになれば、市民の利便性の向上は一層期待することができます。あわせて、対面での窓口業務の負担が減ることで、業務の効率化を図ることができます。

つくば市での取組をはじめ、神奈川県横浜市や静岡県袋井市などで実証実験、実証業務がスタートしております。

そこで、行かない窓口に対する本市の認識と、市としての取組について伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 牛久市の行政手続のオンライン化につきましては、これまで牛久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき、市民の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るために、いばらき電子申請・届出サービスを利用して、オンライン利用の推進に取り組んでまいりました。

令和4年6月7日閣議決定がなされたデジタル社会の実現に向けた重点計画では、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続いたしまして、処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続及び住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続が示され、各種手続につきまして積極的にオンライン化を推進することが求められているところでございます。

令和5年5月現在、本市における常時オンラインで行うことが可能な行政手続につきましては、国が示す、特に国民の利便性向上に資する手続とされました子育て・介護関係の手続や転出届及び転入予定連絡、いわゆる引越しワンストップサービスなど73件となっております。これらのほか、補助金の申請や各種イベントの申込み、職員採用試験の申込みなど臨時的な申請や手続につきましても積極的にオンライン利用を進めており、令和5年4月からは、新たに牛久市公共施設予約システムを導入し、生涯学習センター及び牛久運動公園・運動広場のオンラインでの利用予約について、より市民が利用しやすい環境を整えているところでございます。

今後におきましても、業務の改善を図るとともにオンラインによるシステム活用の有効性を検討しながら、デジタル化による市民の利便性の向上や業務の効率化に努め、サービスを利用する方がメリットを享受することができるよう取り組んでまいります。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 行政窓口のデジタル化、行政全体の変革という意味では、行政のDX、デジタルトランスフォーメーションと言ったほうがいいかもしれません。それはもう今や大きな流れとなっております。一例を挙げれば、今話題の生成AI、人工知能による対話型サービスチャットGPTも、DXを実現する一つ的手段です。東京都や新潟県が導入の検討を進めていると言われておりますが、既に神奈川県横須賀市では、今年4月から全国で初めてチャットGPTを活用した実証を始めたとのこと。

もちろんシステムの導入や活用にあたっては、様々な課題があることは十分承知しております。しかしながら、市民の利便性の向上、業務の効率化、コスト削減、職員の働き方改革等といった大きな目的を果たす上で、デジタル技術の持つ優位性は計り知れません。ぜひ前向きに検討を進めていただくようお願いいたします。

それでは、最後のテーマになります。奨学金返還支援制度の導入についてでございます。

当該テーマにつきましても、令和3年第2回定例会で一般質問をさせていただきました。首相の異次元の少子化対策の発言等々、今年に入って、随分と少子化対策が声高に訴えられるようになってきましたが、子育てや教育の経済的負担が少子化につながっているのは紛れもない事実でございます。そうした中で、日本国憲法第26条及び教育基本法第4条第3項に基づき、経済的理由により修学に困難がある学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援

を行う奨学金事業は、重要な教育政策であり、教育費の負担軽減に大きく資するものとなっております。

独立行政法人日本学生支援機構において実施されている奨学金事業は、事業開始以来、制度改正、充実が図られ、平成29年度には、それまでの貸与型奨学金に加え、初めて返済不要の給付型奨学金が導入され、令和2年度には、授業料等減免と給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度が実施されました。さらに、文部科学省は先頃、令和6年度からは授業料等減免と返済不要の給付型奨学金をセットで行う高等教育の修学支援新制度について、中間所得層の子供3人以上の多子世帯と、私立の理工農系学部への支援拡充のために、対象となる年収上限を現行の380万円から600万円程度に引き上げると発表いたしました。また、貸与型奨学金で月々の返済額を減らす減額返還制度についても、利用可能な年収上限を現行の325万円以下から400万円以下に引き上げることになりました。あわせて、収入やライフイベントに応じて奨学金返還額の減額幅を柔軟に選択できるようにし、現行の2分の1、3分の1に、新たに3分の2、4分の1を追加し、返還期間が延びても利息は追加しないことになりました。

一方で、既に在学中に貸与型奨学金を受け取り、社会人となって、少ない収入の中から奨学金の返済に苦しんでいる若者は少なくありません。そうした若者を支援するために、奨学金の返還を肩代わりする奨学金返還支援制度を実施している自治体が年々増加しており、令和4年6月時点で36都府県、615市区町村に上りました。奨学金返還支援制度は、多くの自治体が、その域内に一定期間定住することや就業することを要件としていることから、若者の地方企業への就業を促し、若者の地方定着促進にも大きく寄与しております。

奨学金返還支援制度は、自治体と地元企業が、財源となる基金を設置して実施するケースが多く、国は平成27年度から、当該基金を設けた場合、当該自治体の負担額を特別交付税措置の対象とするなどして、自治体の制度導入に対して財政支援を行っております。さらに、令和3年からは、社員に代わって企業が奨学金を日本学生支援機構に直接返還できる代理返還制度が始まり、当該返還支援分について社員の給与に含まれないため、社員の所得税や住民税、社会保険料が原則増加せず、また、企業にとっても損金算入できるため法人税の減税につながり、一定の要件を満たせば税額控除を受けることもできるため、本制度を導入する企業が拡大しております。

さて、前回質問した際、県内で奨学金返還支援制度に取り組んでいる自治体は、ひたちなか市、高萩市、日立市の3市と伺いましたが、その後の状況はどのようになっているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 奨学金返還支援制度につきまして、県内では、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和3年5月時点で、日立市、高萩市、ひたちなか市の3市が実施しておりましたが、令和5年5月時点で、結城市、常陸太田市、稲敷市、阿見町、境町、利根町の6市町が増え9市町となりました。

日立市、高萩市、ひたちなか市、阿見町、利根町の5市町においては、学校卒業後、移住・定住・人材確保などを図る目的で補助金を交付しております。

また、結城市、常陸太田市、稲敷市、境町の4市町においても、学校卒業後、当該市町に居住

しているなどの要件で返還免除されています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 前回、若者呼び込む政策の一つとして、本奨学金返還支援制度の導入を取り上げましたが、もちろんそうした角度での対応も重要です。

しかし、若者に対する経済的支援、また教育の経済的負担軽減に対しても、本制度はぜひとも取り組むべきものだと考えます。本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 奨学金返還支援制度導入の9市町は、補助金交付または返還免除と方法は違うものの、若年層の定住促進などを目的に制度を導入しております。

本市においても、同制度は定住促進に向けた有効な施策の一つになり得る可能性があると考えますので、引き続き関係各課と連携し、調査研究してまいります。

その際は、議員おっしゃったような官民が一体となった返還補助金制度についても検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本制度の導入に取り組む自治体が、先ほど御紹介のあったように、年々増加している傾向を考えると、その有効性が高く評価されていると考えられます。同時に、若者支援に対する本気度が表れているのではないかと考えております。

本市もぜひ、若者支援の施策として、本制度の導入に前向きに取り組んでいかれるようお願いして、私の一般質問を終わりにいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時20分といたします。

午後4時16分休憩

午後4時24分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番黒木のぶ子議員。

〔19番黒木のぶ子議員登壇〕

○19番 黒木のぶ子 議員 本日の最後の登壇となります市民クラブの黒木のぶ子です。執行部の皆様も大変お疲れかと存じますので、なるべく簡潔に進めてまいりたいと思います。

まず最初に、栄町運動広場へのトイレの整備について質問をいたしたいと思います。

この運動広場は、御存じのとおり住宅地のど真ん中にあり、時々近くを通るときがありますが、年間を通じ、老若男女、特に高齢者の方々がグラウンドゴルフ等での利用者が多いものというふうに見ております。

そこで、この栄町運動広場の利用者の延べ人数をお聞きいたしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 野球やグラウンドゴルフでの栄町運動広場の利用者数についてお答えいたします。

令和2年度、3年度につきましてはコロナ渦による活動自粛等がございましたので、令和元年度及び令和4年度の延べ人数をお示ししたいと思います。

令和元年度につきましては、延べ4万2,378人、令和4年度につきましては、延べ3万5,284人の利用がございました。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいま御答弁いただきましたように、本当に多くの市民の方々がこの運動広場を利用されている状況ですが、現在、この運動広場にはトイレが3か所ございますが、これが2つずつになっているのですが、洋式、洋式というのと、洋式と和式というのが3個のうち2つがそのような状況にあるわけです。特に、グラウンドゴルフをなさる足腰の弱い高齢者の方々にとりましては、和式トイレを利用する際には大変難儀であるとの情報が皆様から寄せられております。

そうした中で、現在に至るまで、トイレの整備や改善、改修の要望等の依頼が寄せられていたのかどうか。その辺についてお聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 栄町運動広場のトイレについては、平成2年に供用開始以来、改修が行われておらず、当時のままの状態となっており、改修についての必要性は承知しております。

市公共施設につきましては、令和5年第1回定例会において答弁いたしましたとおり、牛久市公共施設等総合管理計画の中で整備・改修の必要性の有無を検討しながら、順次進めているところでございます。

老朽化した栄町運動広場のトイレ整備につきましては少なからず費用がかかることが想定されますが、市内の運動施設の中でも多くの市民の皆様にご利用いただいている施設でもありますので、できる限り早期に改修ができるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今、市長のほうから本当に心強い答弁がありまして、令和5年度の計画の中にしっかりとそれを組み込んだ形でトイレの改修をしていただけるとの答弁がございましたけれども、改修につきましては、いろいろあそこを利用される方たちとのヒアリングの中で、1か所だけ新しい設備にすると、片方から片方までかなりの距離がございます。そうした中で、現在の3か所というのを1か所にしていくのか、それとも3か所をそれぞれ、今工事用の仮設トイレの立派な感じのものが、先ほど申しましたように2連ずつのものが3か所になってございます。それを1か所にするのか、その辺について詳細にお聞きできればと考えておりますが、

その辺について、どのように整備されていくのかお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は、1か所のほうが経費もかからず合理的かなと思っております。ただ、ちょっと遠くなりますけど。でも、それは全てを満足するということはできませんので、そのような形態で、コストのことも考えて、それがベストではないかと私は思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今、各市長のほうから、1か所、牛久の運動広場に見合ったようなしっかりとしたトイレを設置し、そして、整備をしていくということでございますが、その辺につきまして、やはり使ってる人たちが、先ほど申しましたように足腰の悪い人たちもいるので、片方から片方までということで、今の状況の3か所のトイレを、新しいのをつくるだけの予算で、その3か所を、今申しましたように皆さんが利用するに見合ったような今風のトイレになっていくのかな。その辺につきましては、執行部の皆様がどのような判断をして整備していくかというふうなのは、お任せということで、取りあえず立派にしてくれるということで、今本当に皆さんが、用を足すのにも本当に難儀なんだよという声がたくさん寄せられていましたので、あそこを使う人たちにとりましては大変喜ばしいことだと思いますので、すぐ皆様に情報を提供したいと思います。

大きな2番目の質問といたしまして、要保護児童の現況について、数点の質問をさせていただきます。

コロナ禍の中であり、厚生労働省の統計では、児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあることですが、牛久市におけます要保護児童数、つまり虐待の相談対応件数について、ここ5年間の推移を伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久市における児童虐待に対する相談対応件数につきましては、平成30年度は対応実人数154人、延べ対応件数1,478件、令和元年度は実人数163人、延べ1,153件、令和2年度は実人数169人、延べ1,647件、令和3年度は実人数146人、延べ1,287件、令和4年度は実人数192人、延べ1,749件となっております。

年度によって対応件数が増減している理由といたしましては、児童虐待に関するマスコミ報道がございますと市民や関係機関の児童虐待に対する関心が高まり、相談件数が増えるといったことや、多子世帯への継続した対応を行ったことによるものが関係していると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 ただいまの御答弁に対し再度お聞きいたしますが、年度によって対応件数が増減するのは、児童虐待に関するマスコミ報道も一因との御答弁ですが、令和3年度、全国225か所の児童相談所で扱った児童相談対応件数は、速報値として20万7,657件で

あります。前年度比55.8%、1万1,264件と増加しており、ここ茨城県でも児童相談対応件数は、令和2年度3,478件で、3年度につきましても3,743件と、対前年度増減件数としては265件の増加とのことです。

牛久市の場合、対応実人数は令和2年度が169人から令和3年度には146人と、全国的にも、茨城県でも増加傾向にある中で、対応実人数が牛久市の場合少なくなった理由についてお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 令和3年度は令和2年度と比べて減少しているわけですが、相談件数というのはそもそも年によって増減しておりまして、正直に申し上げますと、令和3年度の児童虐待に対する相談件数が2年度と比較して少なくなったはっきりした理由は、分からないものです。

ただ、平成30年度からの5年間の推移につきましては増加傾向にございまして、これは牛久市においても、この児童虐待に対する相談対応の件数は、全国や茨城県と同様、増加傾向にあるように捉えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 次に、虐待されているとしている家庭環境の調査と支援に対する牛久市の方針についてはどのようなになっているのかお聞きいたします。

児童福祉法第6条の3第8項に該当し、保護者に監護させることが不適当とされ一時保護される児童数も、厚生労働省の発表では平成20年比と平成30年比では1.8倍になっていることから、牛久市の方針では、児童虐待と認めた場合には、すぐ一時保護とするのか。しっかりと地域のネットワークと、要保護児童対策地域協議会や他機関との連携で、家庭環境調査をした上で児童福祉法を適用させるのか。また、一時保護にならない場合での支援等についてもお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 市では、虐待に関する相談や連絡を受けた際は、子供やその家庭に関係する機関の協力を得ながら、子供や保護者、家庭環境等に関する情報の把握を行い、特に虐待通告の場合は、通告から48時間以内に子供の安全確認を行っております。さらに、子供や保護者と面談を行い、子供の安全に関する緊急度や重症度、また、今後起こり得るリスク、支援のニーズなどの把握を意識しながら、子供の心身の状況を確認し、子供や保護者から直接、虐待に至った経緯や親子関係などの家庭環境、その家庭が利用している支援の状況など、支援に必要な調査を行っております。

要保護児童など支援が必要な児童や家庭への支援方針としましては、国で示している市町村子ども家庭支援指針に基づきまして、子供の安心安全を第一に考えることはもちろんのこと、子供にとって最善の利益を優先し、子供や保護者に寄り添い続けながら、きめ細やかな支援を行うこととしております。

支援につきましては、要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うために設置している要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用し、必要に応じて個別支援会議を開催し、関係機関で支援方針の統一を図りながら継続的な支援を行っております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 3番目といたしまして、虐待として要保護児童の指定に至った理由、また、指定の理由の件数の多いものについてお聞きいたします。

虐待を発見した者は児童相談所などに通告することが義務づけられておりますが、児童虐待については、個々の家庭においてのしつけと虐待とがなかなか判別が難しいと、よく市民から言われ、結果として、公的機関への通告はやめてしまうとの声が寄せられております。

虐待として指定するのは、どこがどのような基準で判断しているのか、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 虐待としてなのですけれども、牛久市に子供に関する相談や連絡を受けた際には、その内容が児童虐待に該当するかどうかは、児童虐待防止などに関する法律第2条の児童虐待の定義に基づきまして、市が判断しております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 4番目の質問ですが、市民に対し虐待の定義と一時保護のシステムについて周知されない理由はなぜなのかということについてお聞きいたします。

児童虐待の定義の明確化や、児童福祉法第33条では一時保護については保護者の同意を得ずに子供の身柄を保護することができるとなっておりますが、児童虐待は個別の問題で、その案件の内容から一時保護とする処置としていくのか、その辺の判断について牛久市はどのようにしているのか、お聞きいたします。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 一時保護につきましては、児童福祉法第33条に基づきまして、児童相談所の所長や茨城県の知事が必要と認める場合に行うものでございます。

市におきましては、児童虐待を把握したときには、国が作成した子ども虐待対応の手引きを基にした緊急度アセスメントシートというものがございまして、こちらに子供自身や保護者が保護を求めている、子供や保護者が訴えている状況が切迫しているなど、そういったアセスメントシートに基づきまして一時保護の必要性については検討しております。緊急度が高い、一時保護の検討が必要と判断した場合は、児童相談所のほうにその旨を送致します。児童相談所が最終的には一時保護等の判断をするというふうな流れになっております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 今質問いたしましたのは、児童福祉法第33条は、保護者の同意を得ずして一時保護ができますということですが、やっぱり保護者のお話を聞いて、しっかりとした原因等を突き止めながら保護されるのか、先ほども申しましたように地域の方たちの情報だけで一時保護に至るのか、牛久市ではその指針がどのようになっているのかということ再度お聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 児童虐待というものが親と子の間になされている場合、本来保護者である親が虐待をしているというような場合、保護者、親はいろいろなタイプの方がいらっしゃいます。市からの指導等、連絡を受けてすぐに改める方もいらっしゃれば、しつぱだということを受け入れない方、また、そもそも虐待を認めずに市の介入などを拒むような方もいらっしゃいます。

そういった個別の事情もありますことから、児童虐待に介入するには、専門家が多角的な面から見て、その児童の安全安心を一番に考え、子供の利益を考えた方策を取っているところまでございまして、一律にこのような基準でというものをなかなかお示しするところは難しいところもございまして。

今後も、個別の基準ということよりも、一人一人に寄り添ったきめ細かい対応ということをさせていただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 再度確認したいと思っておりますけれども、児童福祉法第33条、一時保護については保護者の同意がなくてもというそこに引かかるものがありますが、牛久市の場合は、しっかりとその辺については、保護者、虐待されているであろう子供からの十分な聞き取り調査というか、その環境等を調べて保護に至るということで、やみくもに一時保護というこの33条の適用ということはないというふうに考えていいのかどうか、その辺につきまして確認したいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 石野尚生保健福祉部次長。

○石野尚生 保健福祉部次長兼医療年金課長 一時保護は子供の生命の安全を確保するための重要な支援ではございますけれども、子供や保護者の生活に大きな影響を与えるものであり、慎重な判断が必要となることから、その内容については、市が十分に調査した上で、その調査した結果把握した内容を関係機関と情報を連携して多角的に対応しているものと捉えております。

○諸橋太一郎 議長 黒木のぶ子議員。

○19番 黒木のぶ子 議員 分かりました。本当に、やはり保護者、子供にとっては保護者、要するに両親が一番大事でございますし、親にとりましては子供が大事だということですから、要望といたしまして、未来ある子供それぞれが心身ともに健康で成長していただくためには、虐待が起こる要因等の分析を含め、防止対策がこれからも一番の命題ですので、最後に付け加え、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、19番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時49分延会